

第 5 編 資料集

第1章 擁壁の標準構造図

第1節 間知石又は間知ブロック練積み造擁壁

1 標準構造図の種類

本標準構造図は、政令第8条に基づき、背面土の種類が第2種(真砂土、関東ローム、硬質粘土、その他これらに類するもの)の場合について、背面土の状態(盛土・切土)によって分類し作成しています。

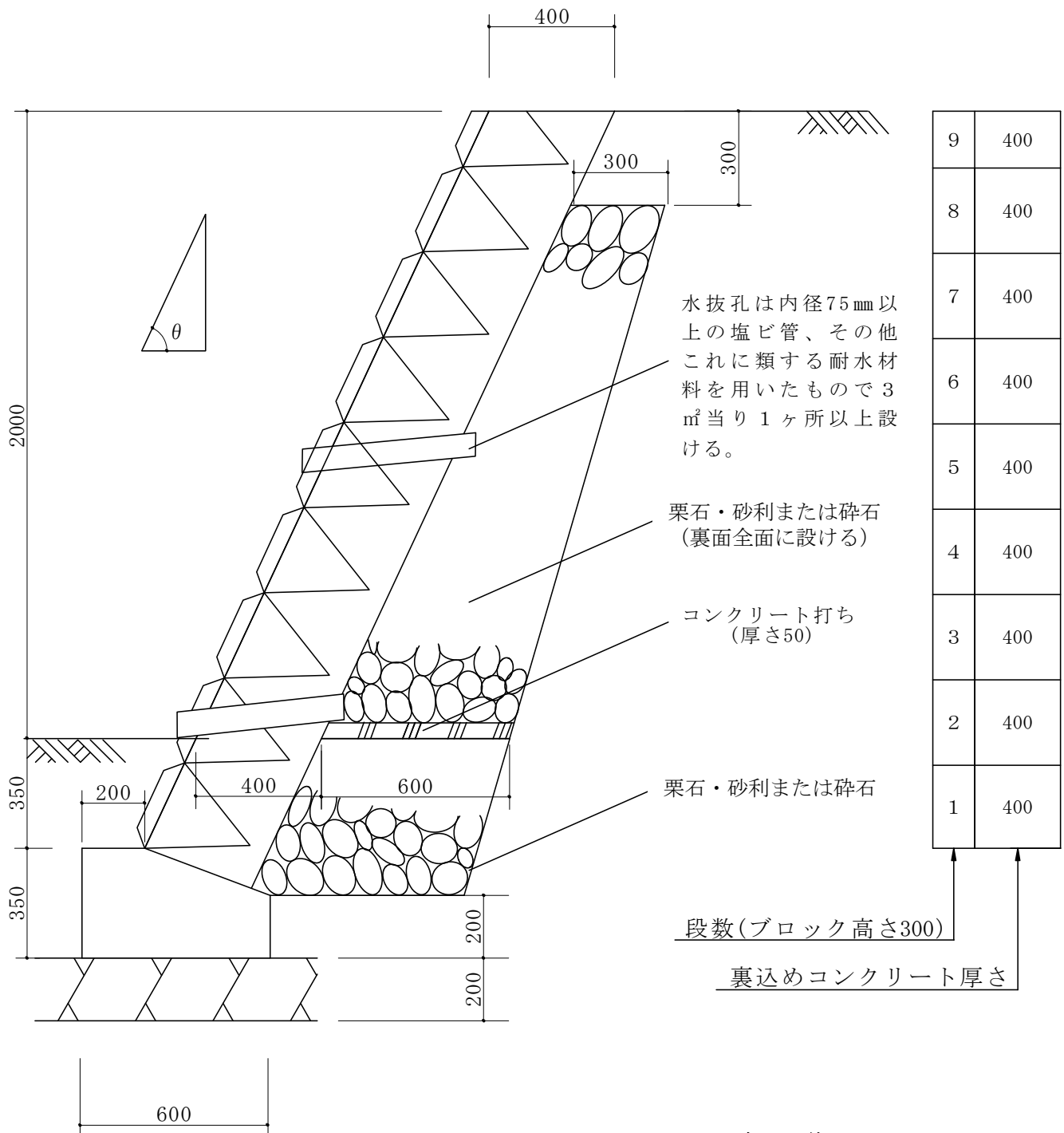
勾配 高さ／背面土		$\theta \leq 65^\circ$	$65^\circ < \theta \leq 70^\circ$	$70^\circ < \theta \leq 75^\circ$	地耐力 (kN/m ²)
2 m	盛土	○	○	○	75
	切土	○	○	○	
3 m	盛土	○	○	○	75
	切土	○	○	○	
4 m	盛土	○	○	—	100
	切土	○	○	—	
5 m	盛土	○	—	—	125
	切土	○	—	—	
5 m (土羽付)	盛土	—	—	—	125
	切土	○	—	—	

2 標準構造図の利用について

本構造標準図（印刷する場合のページ設定は、A4版タテ方向としてください。）を用いて許可申請を行う場合、基礎構造の安全性を確かめた構造計算書の添付は不要となりますが、設置条件及び構造は、市長が安全上支障がないと認める場合を除き、全く同一のものとしなければなりません。また、本市への許可申請以外の目的をもって無断で複製し、又は使用することはできません。

高さ 2 m (盛土)
 $\theta \leq 65^\circ$

縮尺 1/20
 単位 mm

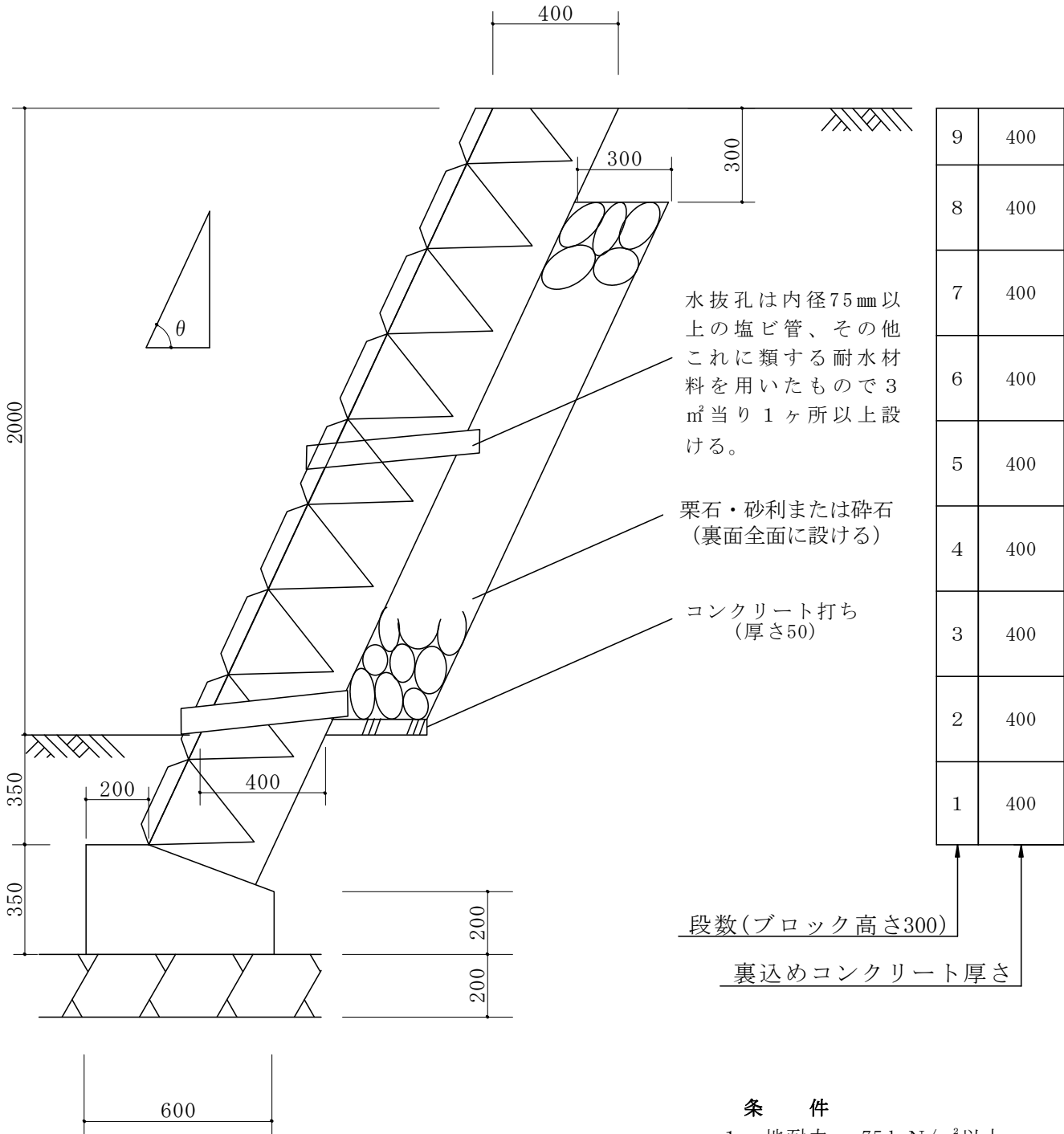


条 件

1. 地耐力 75 kN/㎡以上
2. コンクリートの4週圧縮強度 18N/㎟以上

高さ 2 m (切土)
 $\theta \leq 65^\circ$

縮尺 1/20
単位 mm

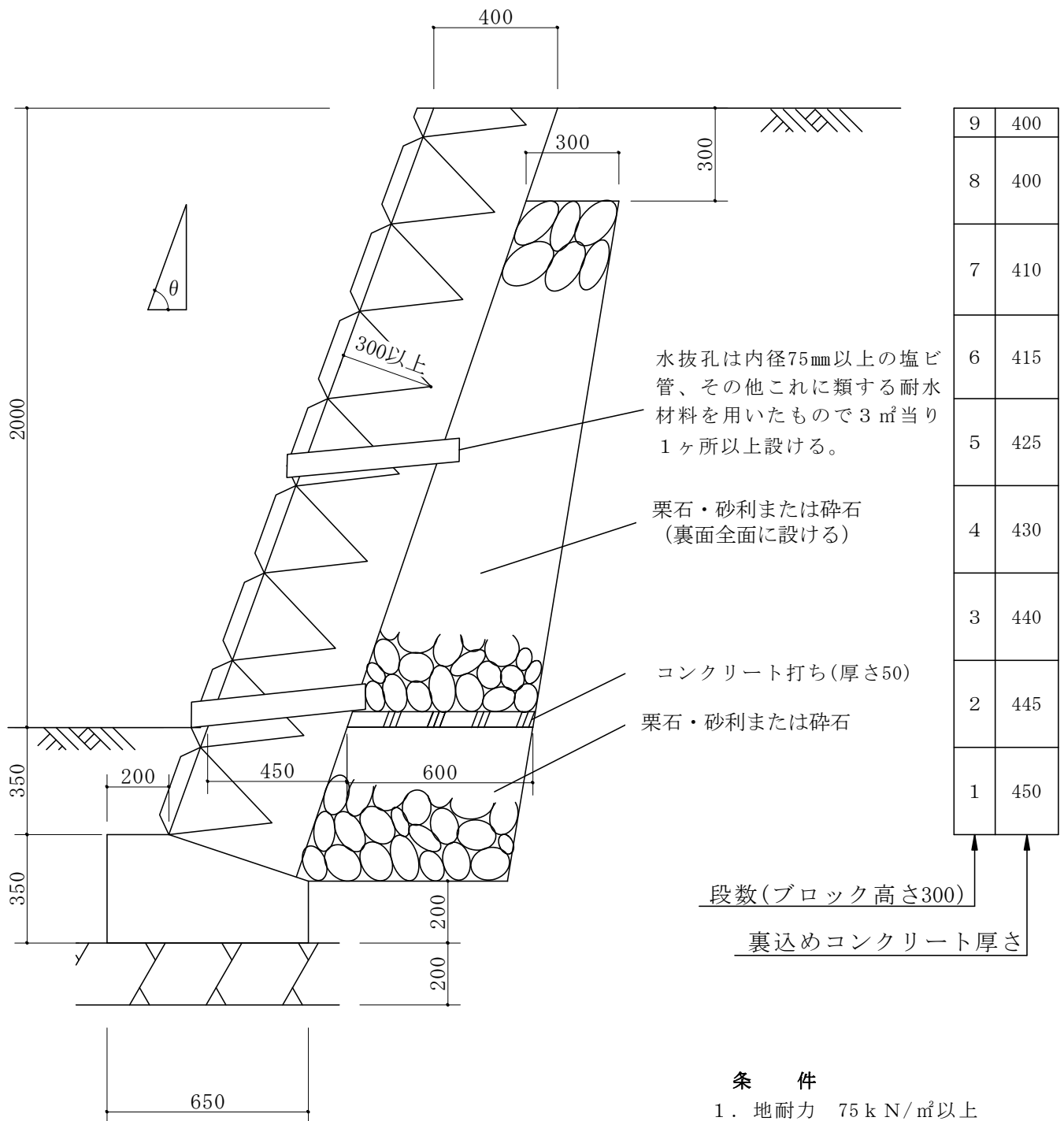


条 件

1. 地耐力 75 k N/㎡以上
2. コンクリートの4週圧縮強度 18 N/㎟以上

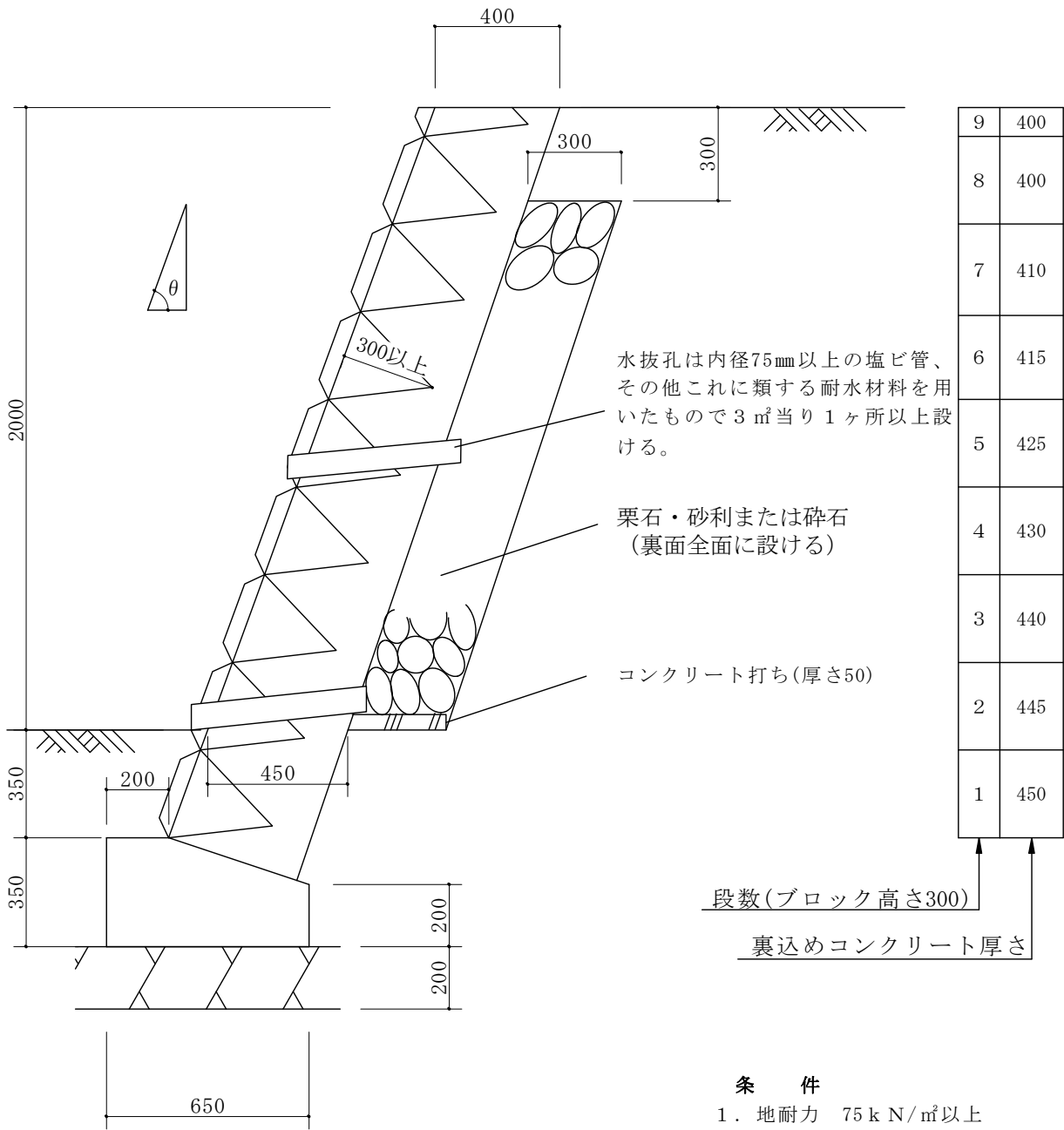
高さ 2 m (盛土)
 $65^{\circ} < \theta \leq 70^{\circ}$

縮尺 1/20
 単位 mm



高さ 2 m (切土)
 $65^{\circ} < \theta \leq 70^{\circ}$

縮尺 1/20
単位 mm



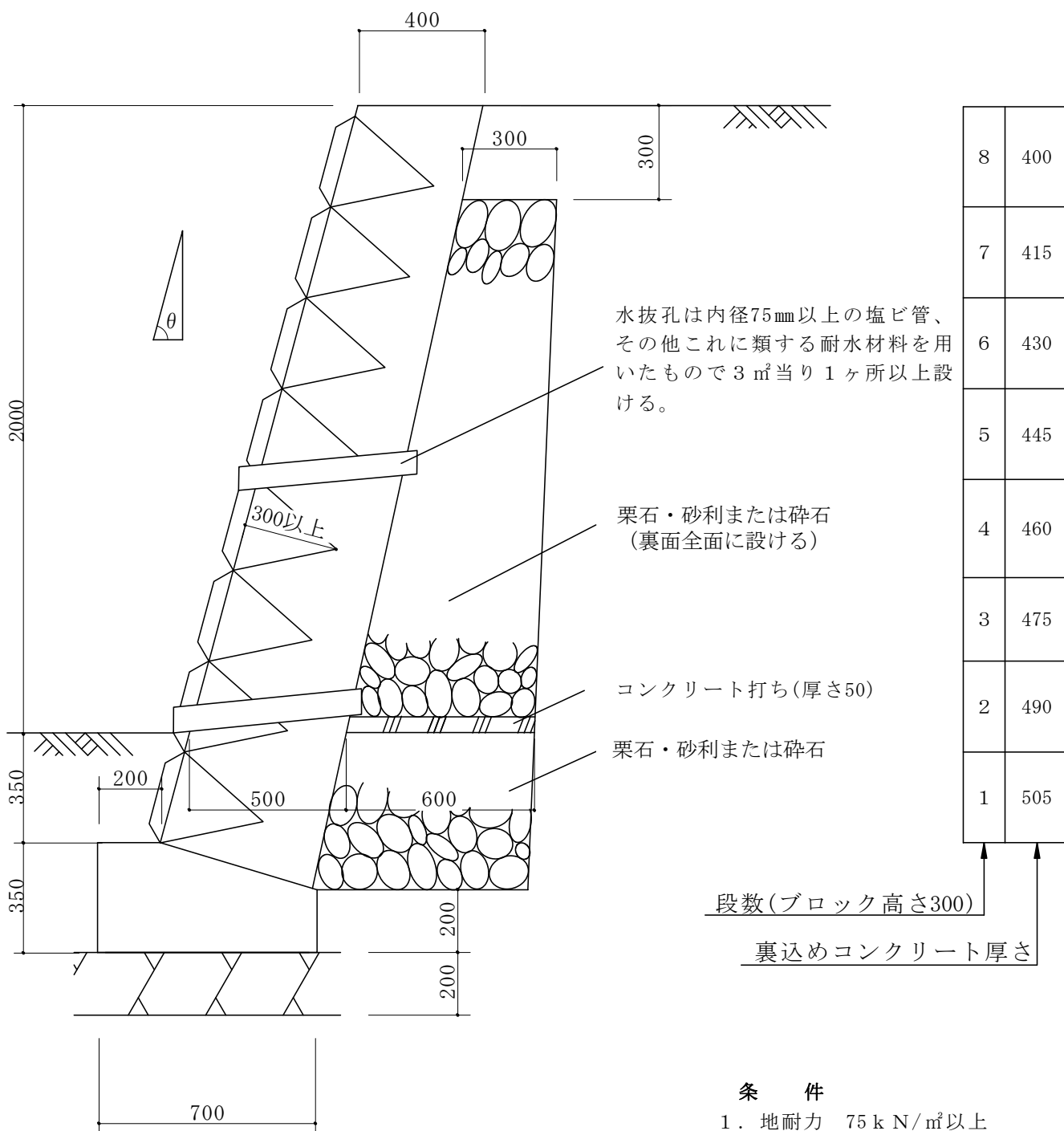
条 件

- 1. 地耐力 75 k N/㎡以上
- 2. コンクリートの4週圧縮強度 18 N/㎟以上

高さ 2 m (盛土)

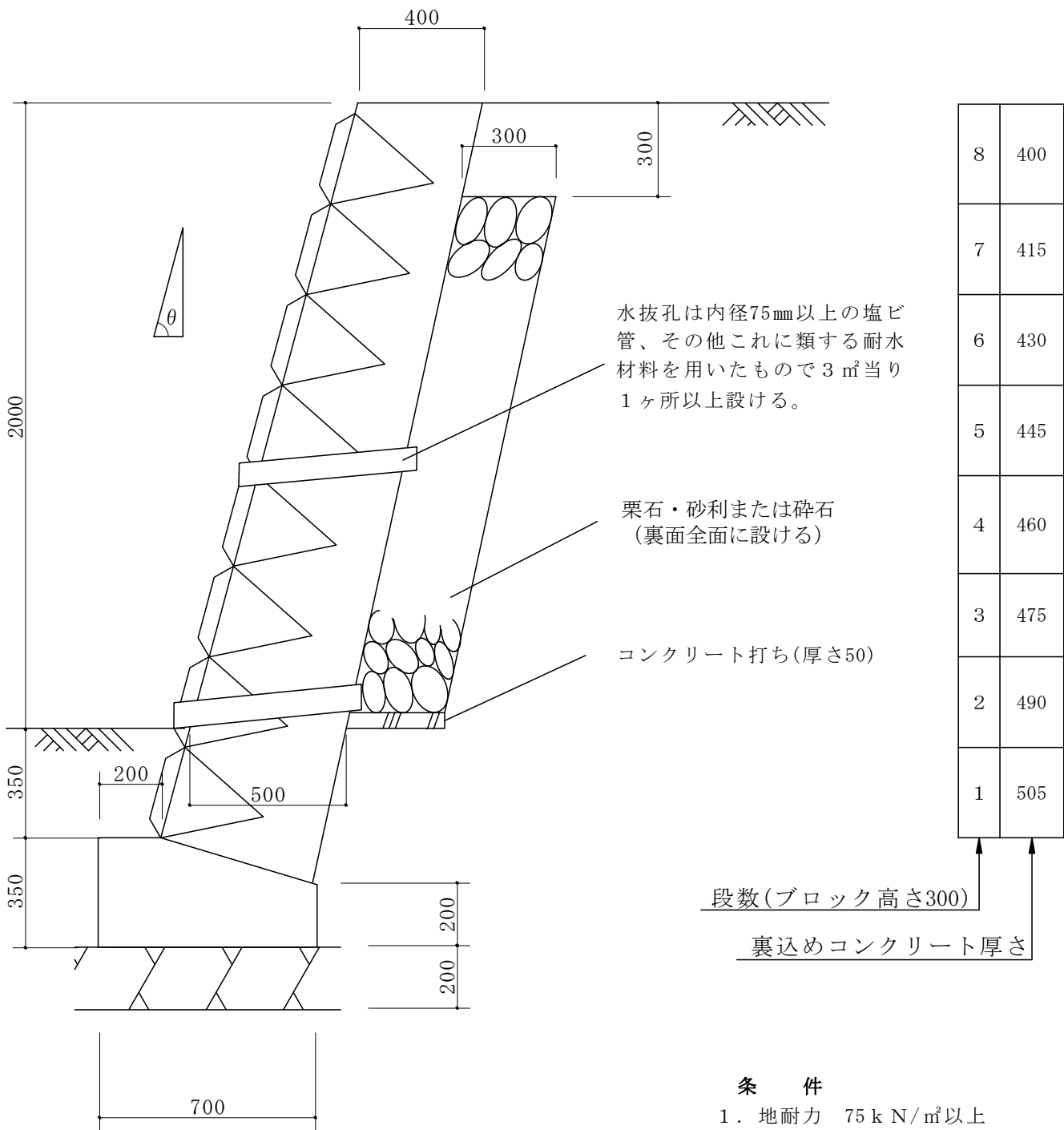
$$70^{\circ} < \theta \leq 75^{\circ}$$

縮尺 1/20
単位 mm



高さ 2 m (切土)
 $70^{\circ} < \theta \leq 75^{\circ}$

縮尺 1/20
単位 mm

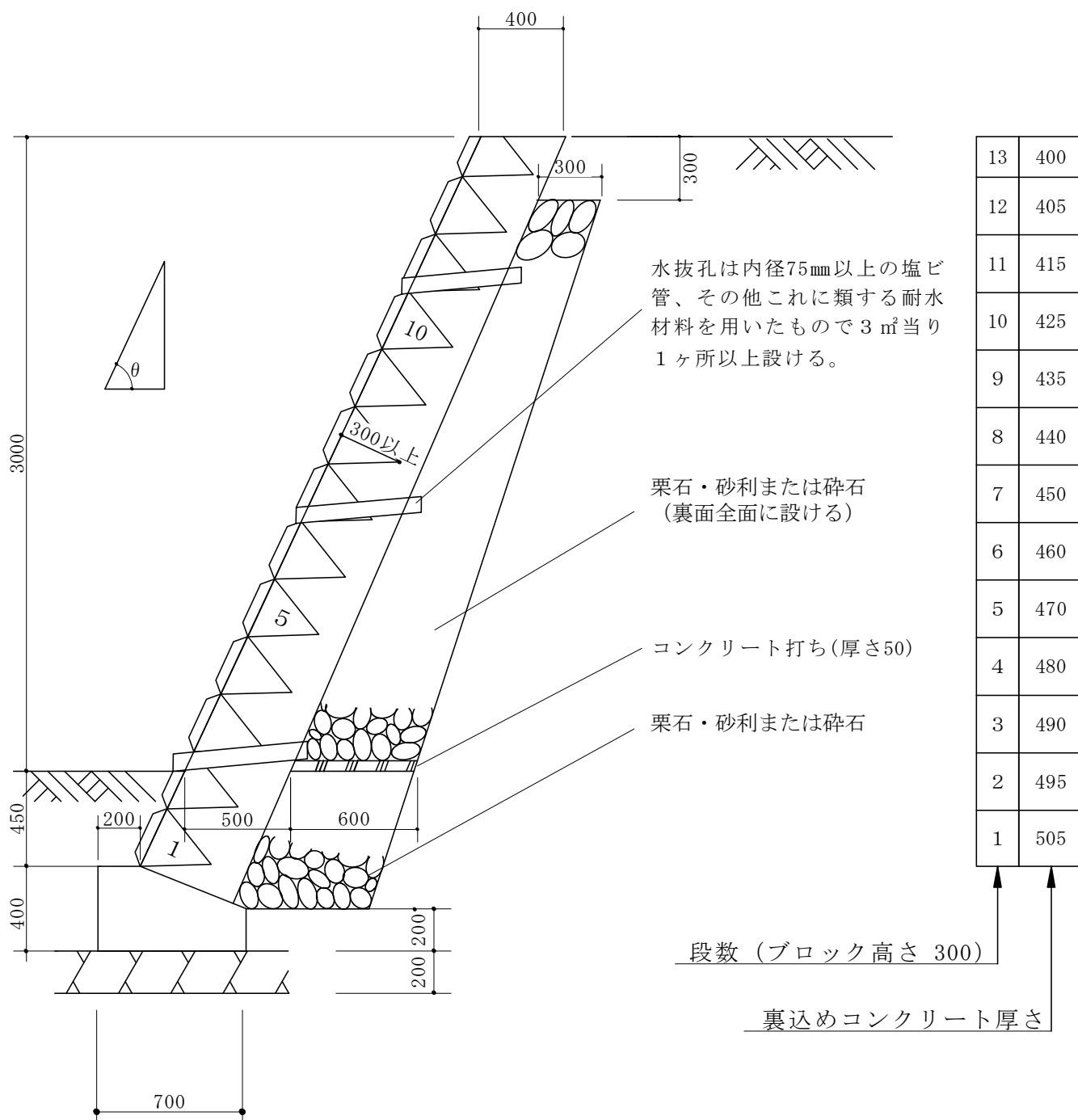


条 件

1. 地耐力 75 k N / ㎡以上
2. コンクリートの4週圧縮強度 18 N / ㎟以上

$$\theta \leq 65^\circ$$

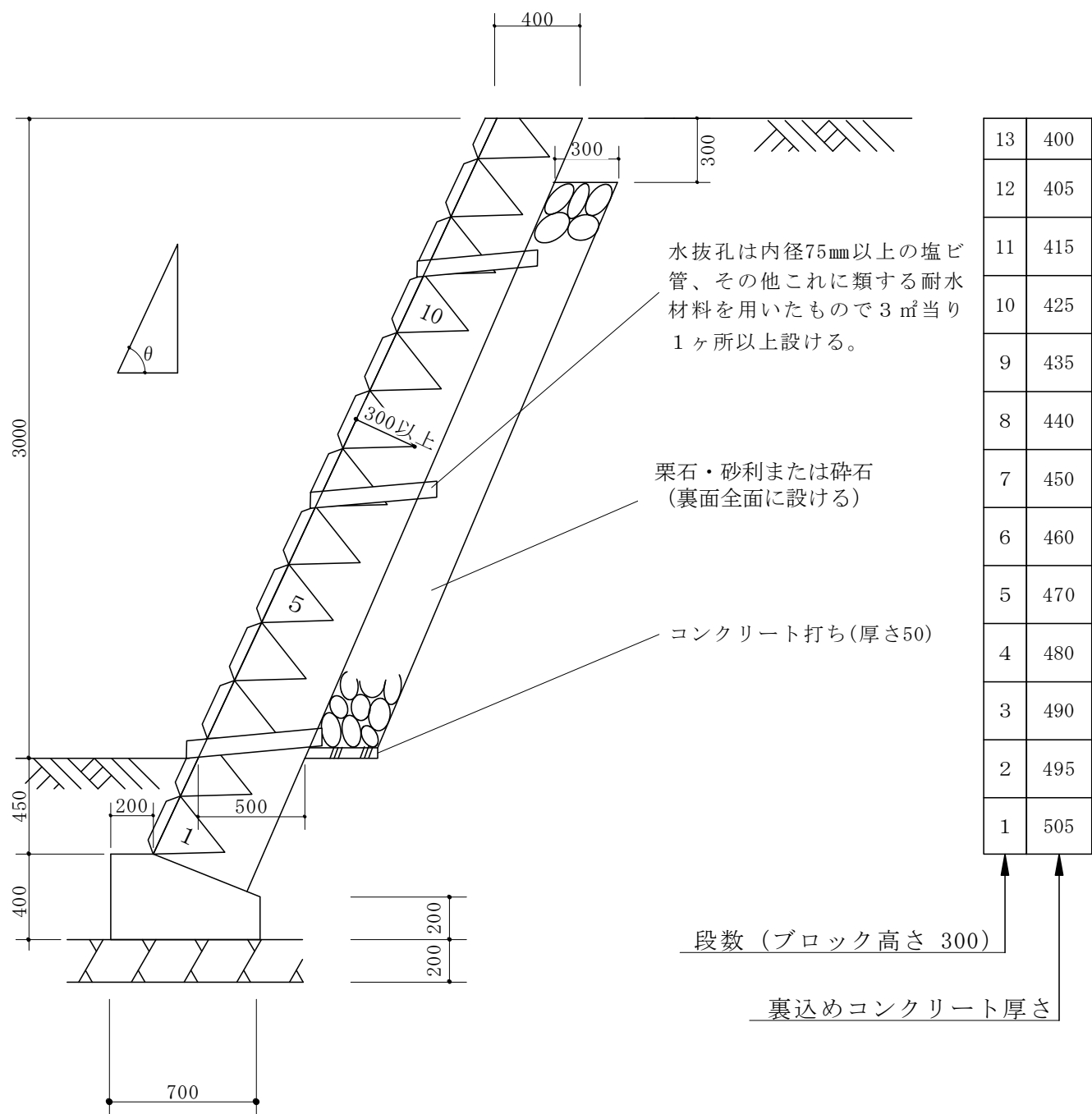
縮尺 1 / 30
単位 mm



1. 地耐力 75 kN/m²以上
2. コンクリートの4週圧縮強度
18 N/mm²以上

高さ 3 m (切土)
 $\theta \leq 65^\circ$

縮尺 1/30
単位 mm

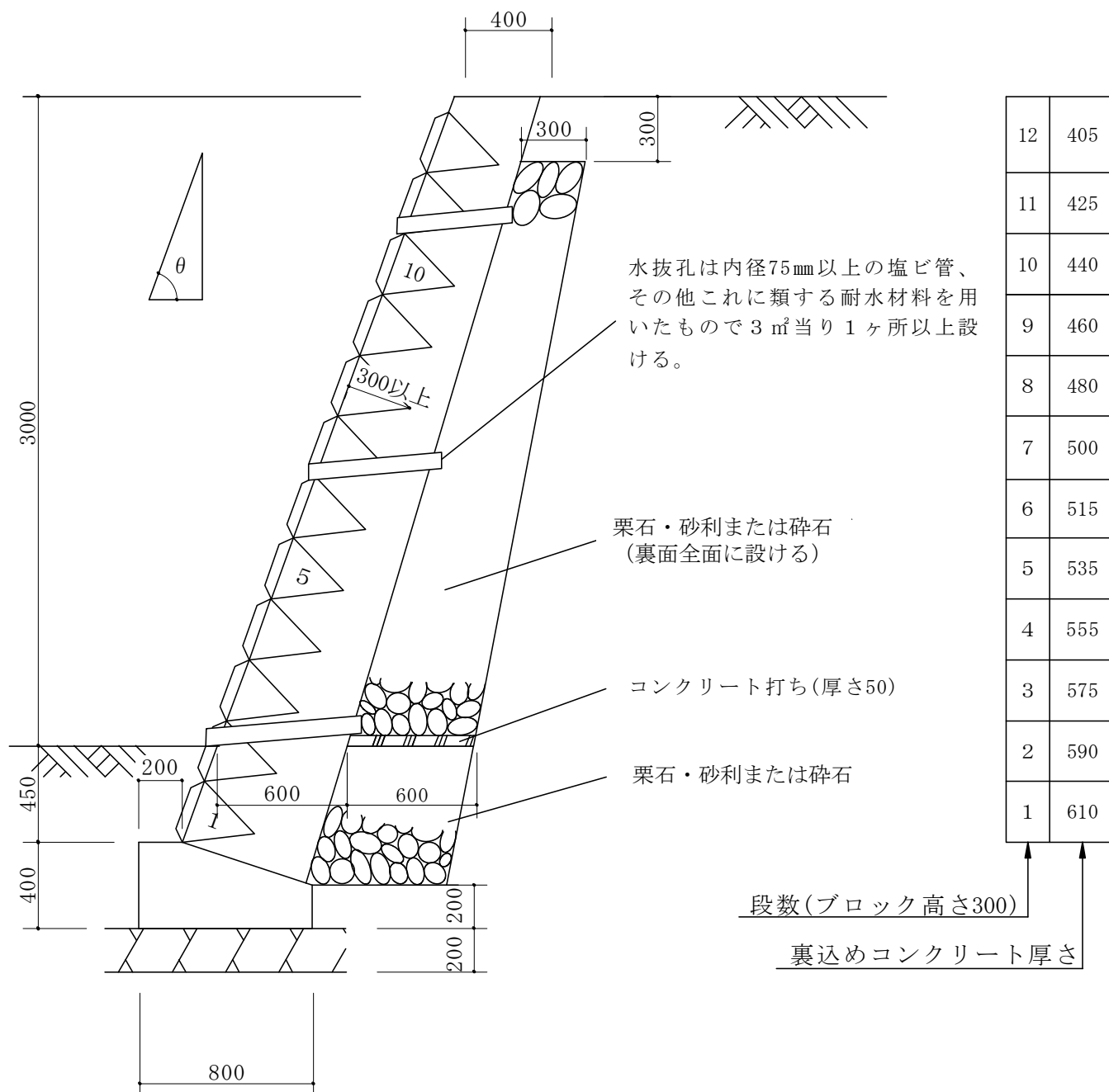


条 件

1. 地耐力 75 k N/㎡以上
2. コンクリートの4週圧縮強度 18 N/㎟以上

高さ 3 m (盛土)

$$65^{\circ} < \theta \leq 70^{\circ}$$

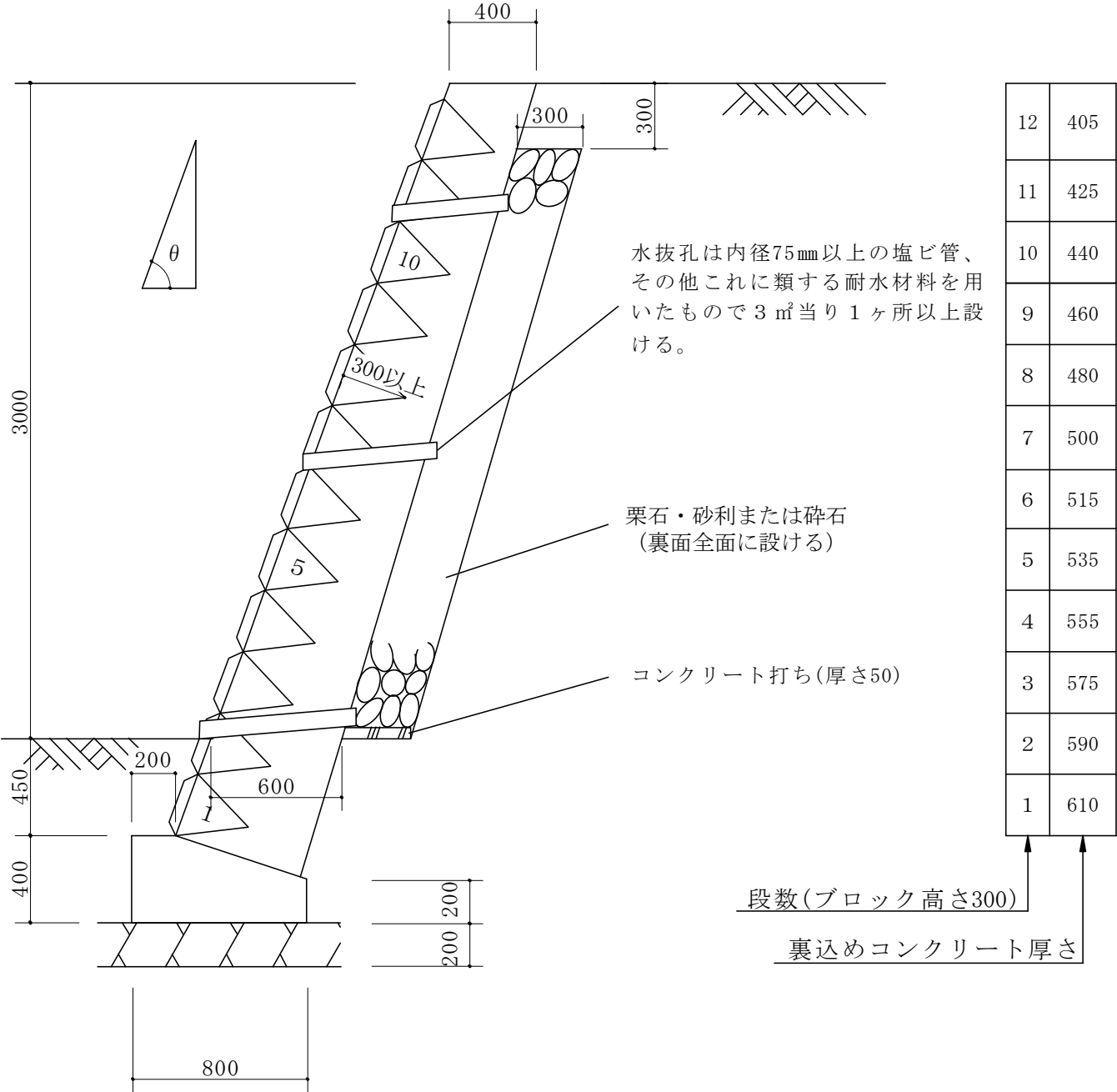
縮尺 1/30
単位 mm

条 件

1. 地耐力 75 kN/㎡以上
2. コンクリートの4週圧縮強度
18 N/㎟以上

高さ 3 m (切土)
 $65^{\circ} < \theta \leq 70^{\circ}$

縮尺 1/30
単位 mm

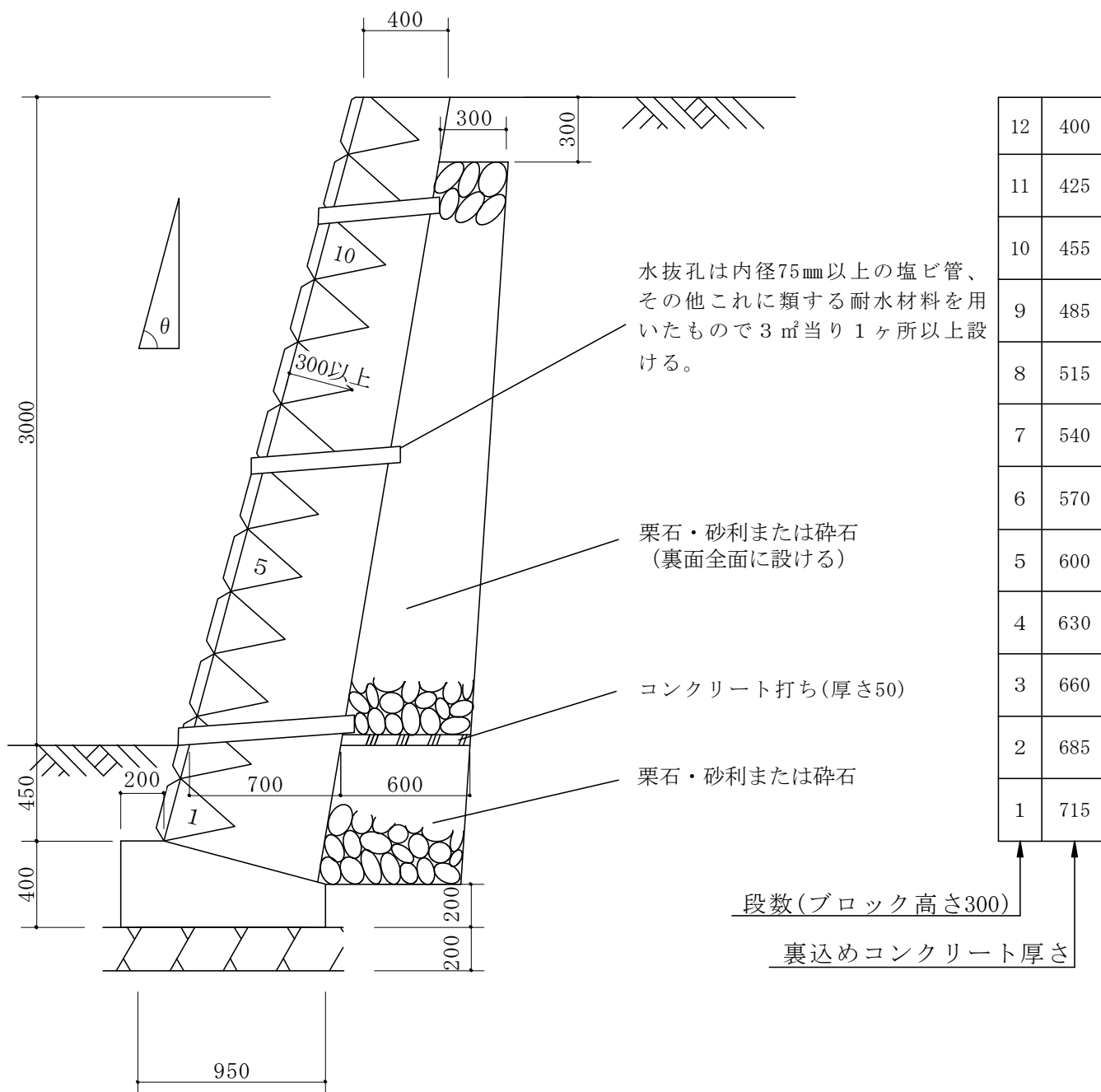


条 件

1. 地耐力 75 k N/㎡以上
2. コンクリートの4週圧縮強度
18 N/㎟以上

高さ 3 m (盛土)

$$70^{\circ} < \theta \leq 75^{\circ}$$

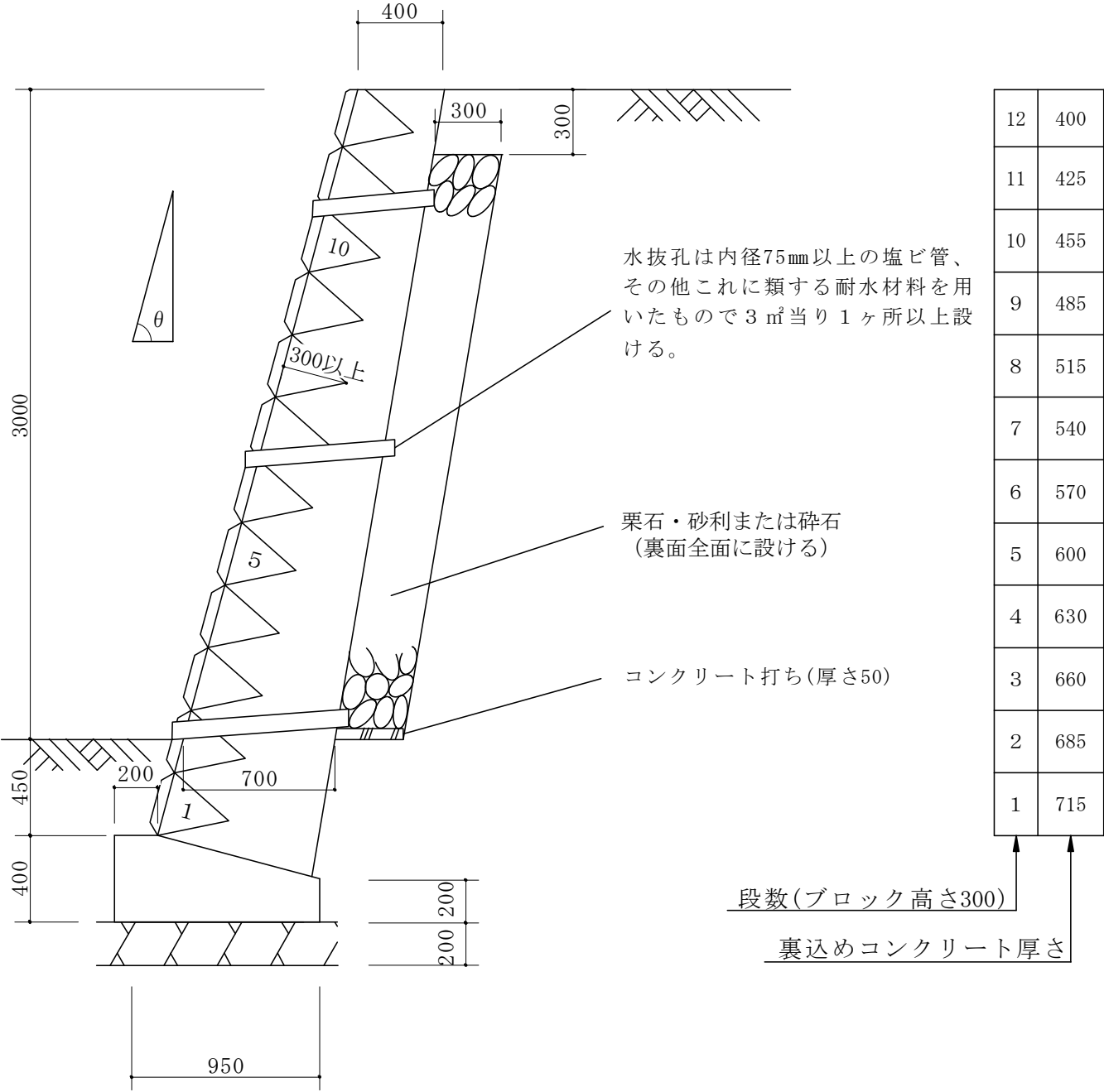
縮尺 1/30
単位 mm

条 件

1. 地耐力 75 kN/㎡以上
2. コンクリートの4週圧縮強度
18 N/㎟以上

高さ 3 m (切土)
 $70^\circ < \theta \leq 75^\circ$

縮尺 1/30
単位 mm

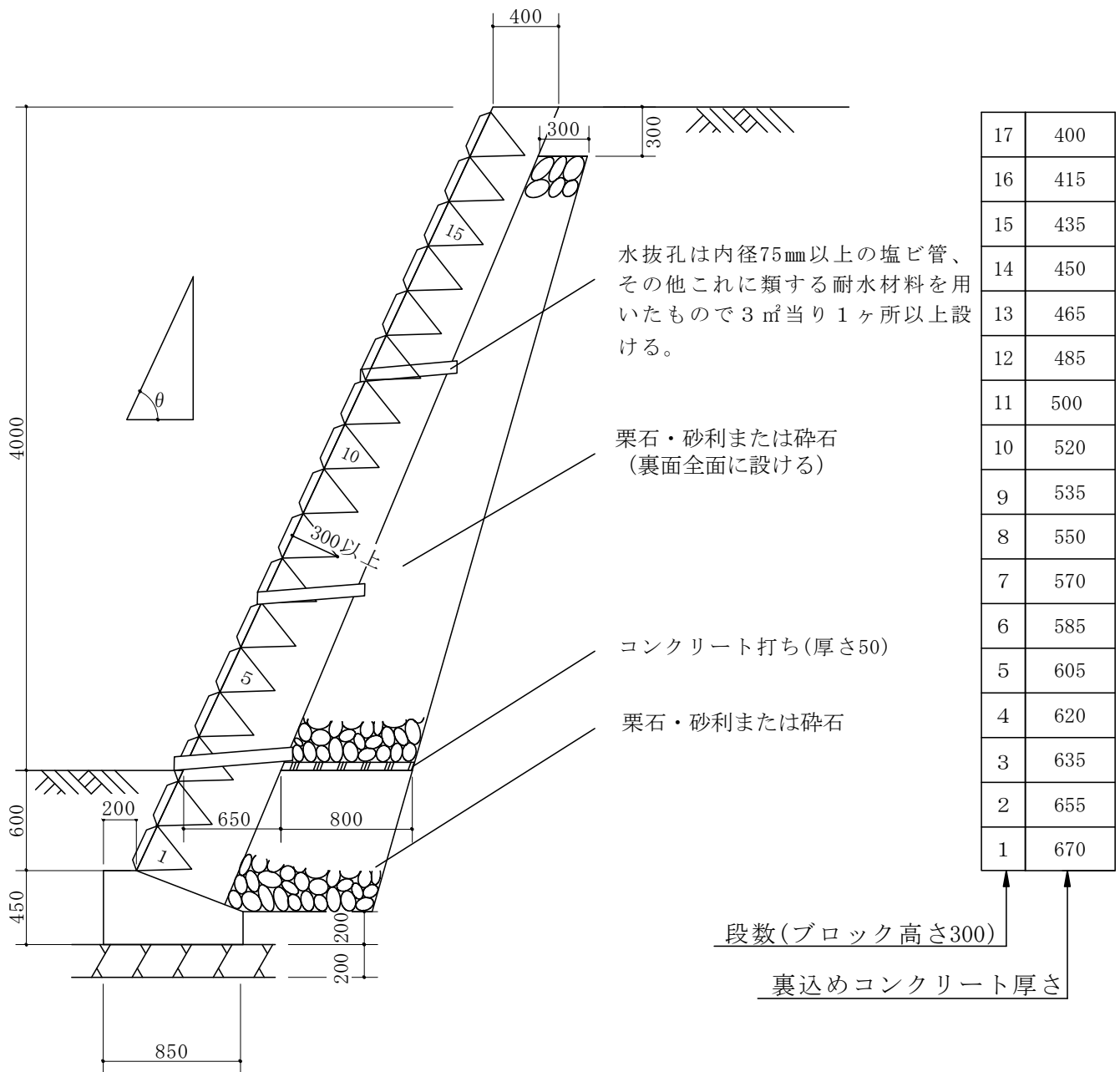


条 件

1. 地耐力 75 k N/㎡以上
2. コンクリートの4週圧縮強度
18 N/㎟以上

高さ 4 m (盛土)

$$\theta \leq 65^\circ$$

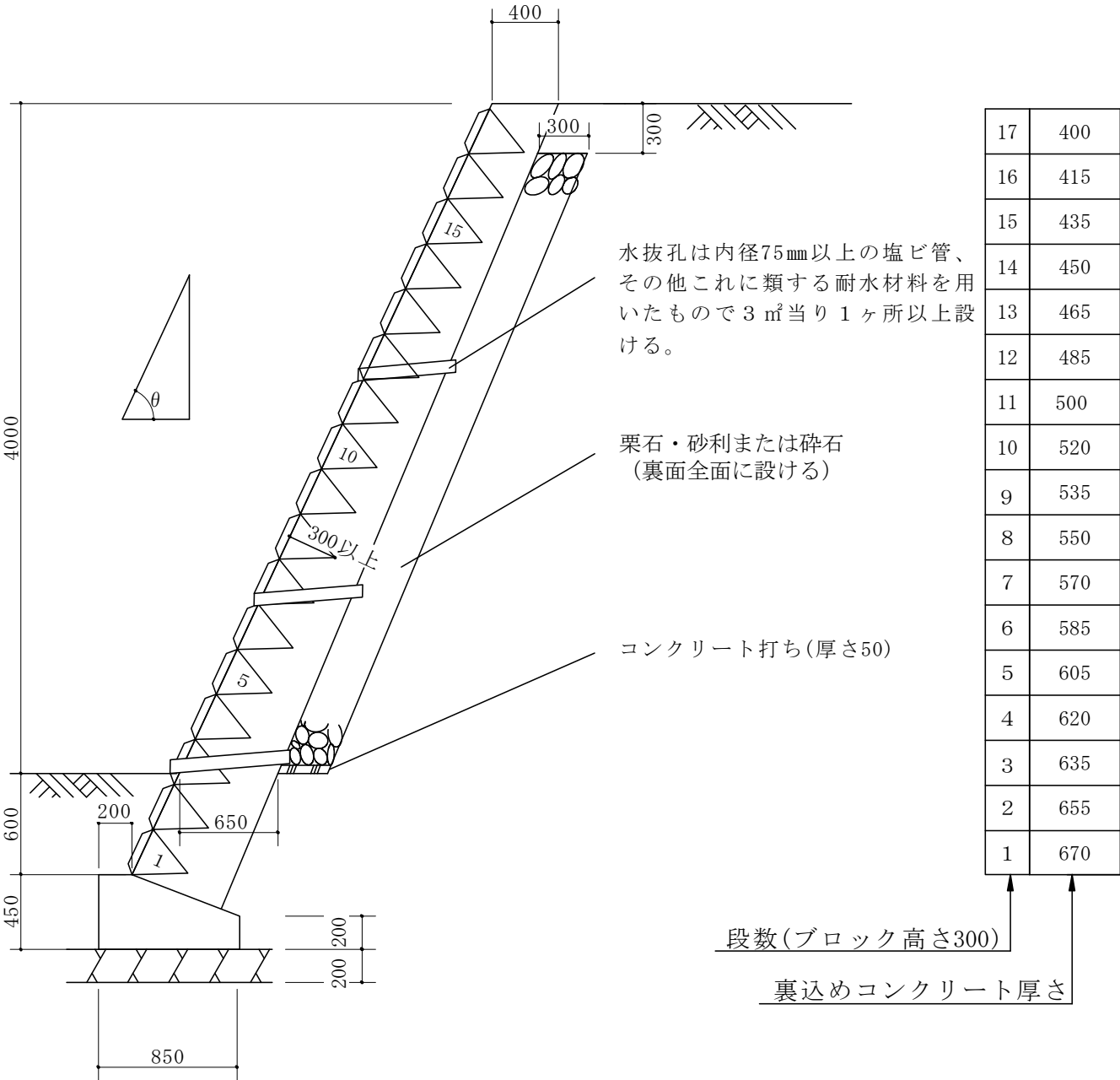
縮尺 1/40
単位 mm

条 件

1. 地耐力 100 kN/㎡以上
2. コンクリートの4週圧縮強度
18N/㎟以上

高さ 4 m (切土)
 $\theta \leq 65^\circ$

縮尺 1/40
単位 mm



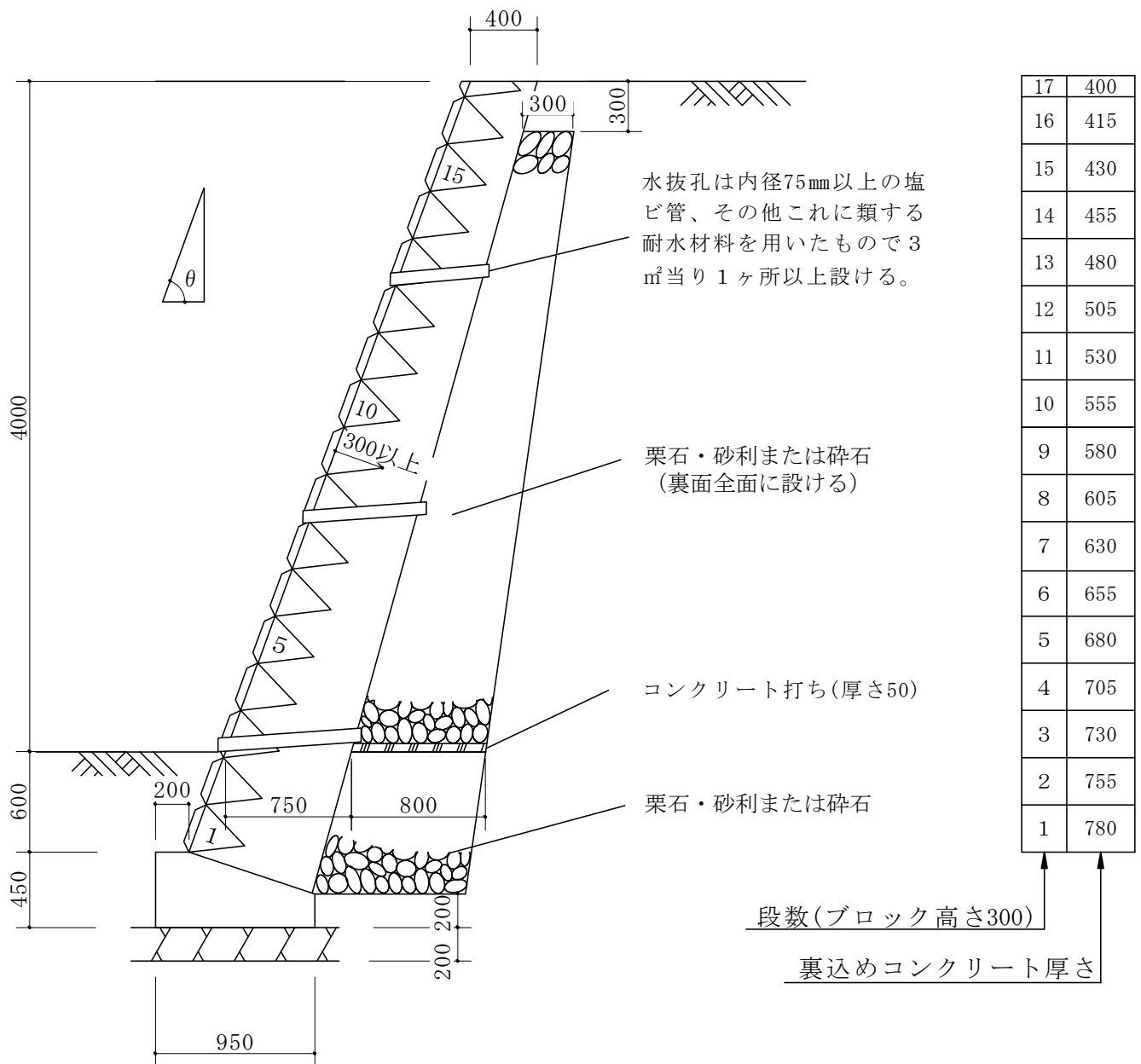
条 件

1. 地耐力 100 k N/㎡以上
2. コンクリートの4週圧縮強度
18 N/㎟以上

高さ 4 m (盛土)

$$65^{\circ} < \theta \leq 70^{\circ}$$

縮尺 1/40
単位 mm

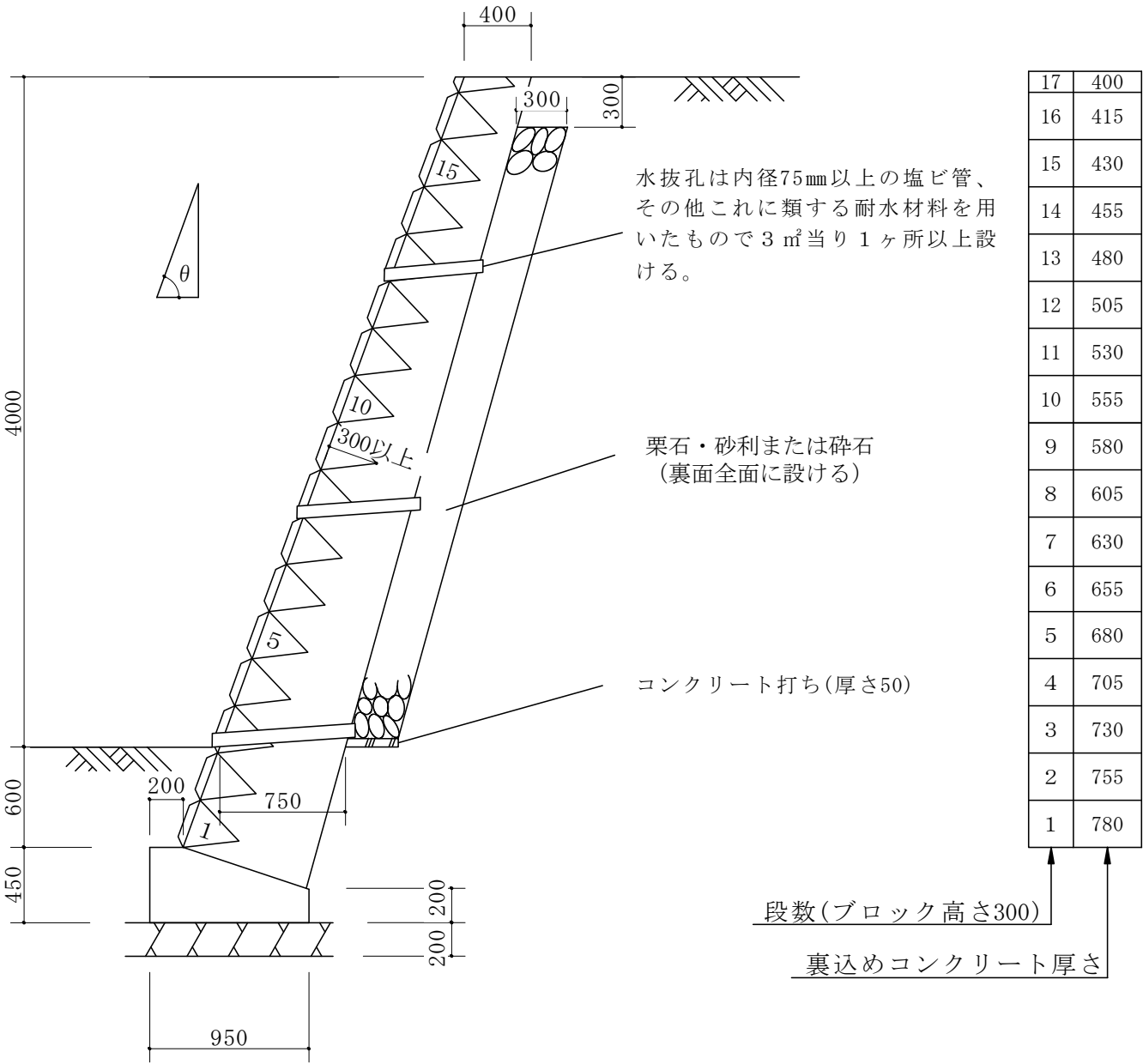


条 件

1. 地耐力 100 k N/㎡以上
2. コンクリートの4週圧縮強度 18 N/㎟以上

高さ 4 m (切土)
 $65^\circ < \theta \leq 70^\circ$

縮尺 1/40
単位 mm



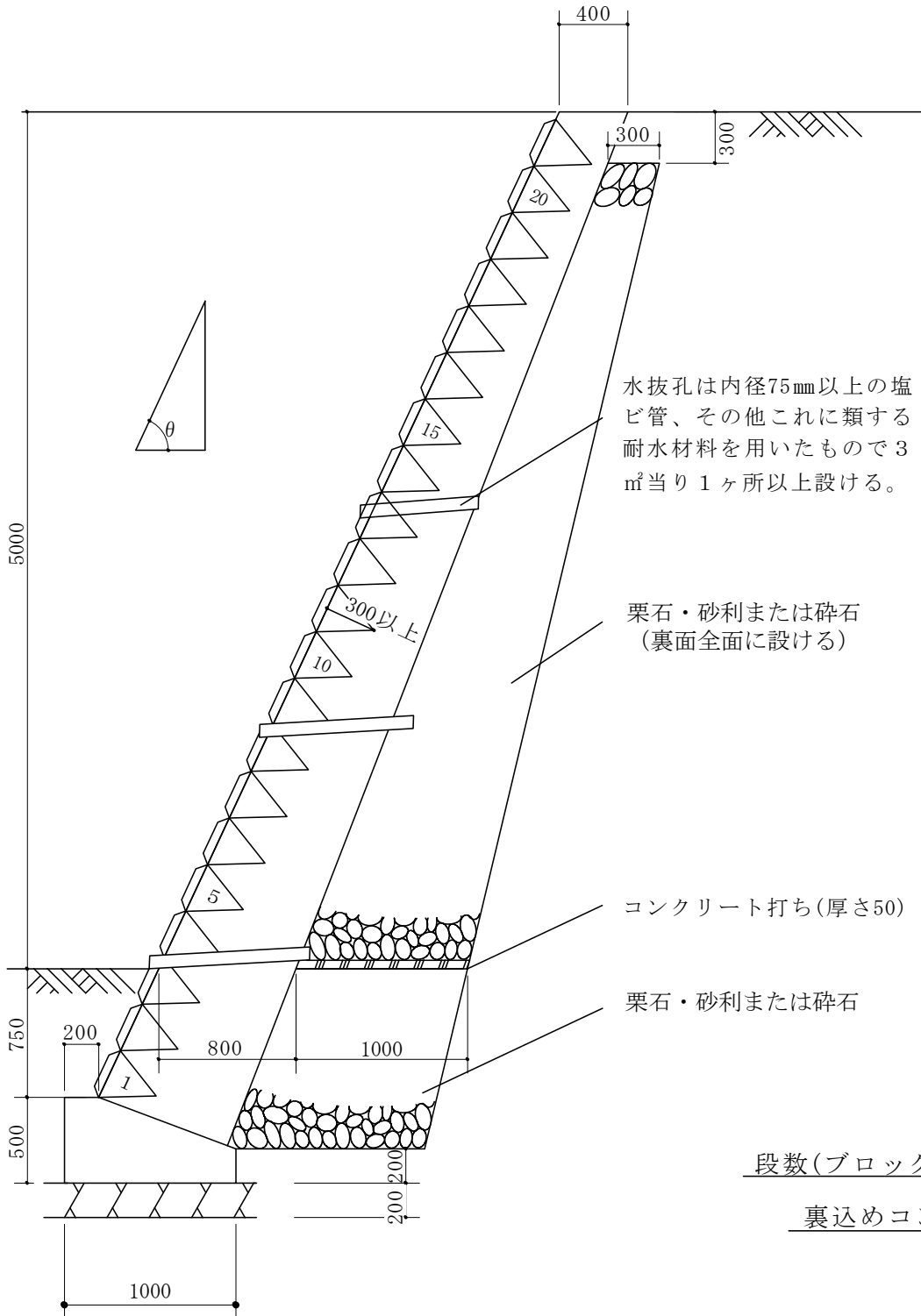
条 件

1. 地耐力 100 k N/㎡以上
2. コンクリートの4週圧縮強度
18 N/㎟以上

高さ 5 m (盛土)

$\theta \leq 65^\circ$

縮尺 1/40
単位 mm



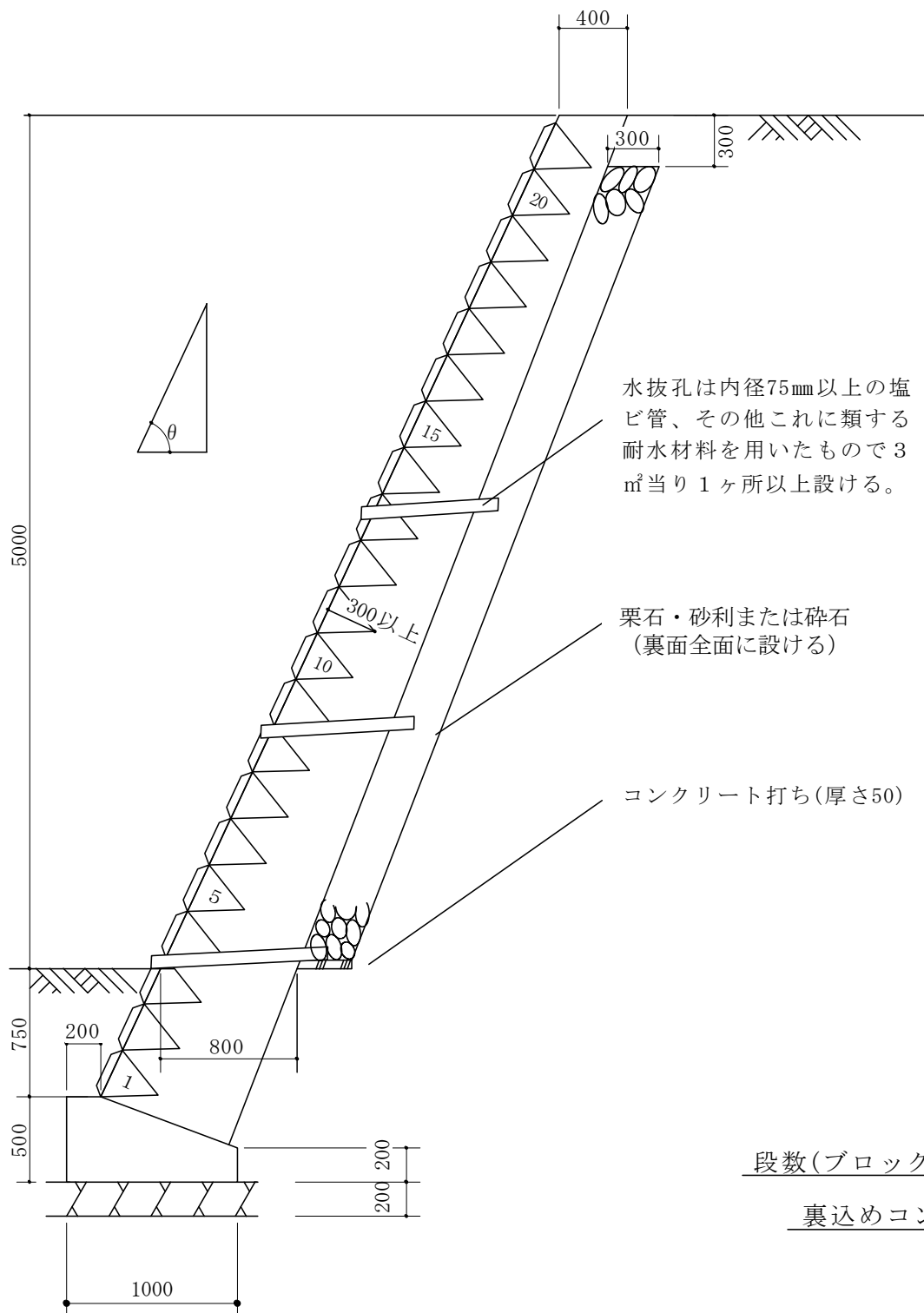
21	405
20	425
19	445
18	470
17	490
16	510
15	535
14	555
13	575
12	600
11	620
10	640
9	665
8	685
7	710
6	730
5	750
4	775
3	795
2	815
1	840

条 件

1. 地耐力 125 kN/㎡以上
2. コンクリートの4週圧縮強度 18N/㎟以上

高さ 5 m (切土)

$$\theta \leq 65^\circ$$

縮尺 1/40
単位 mm

21	405
20	425
19	445
18	470
17	490
16	510
15	535
14	555
13	575
12	600
11	620
10	640
9	665
8	685
7	710
6	730
5	750
4	775
3	795
2	815
1	840

段数(ブロック高さ300)

裏込めコンクリート厚さ

条 件

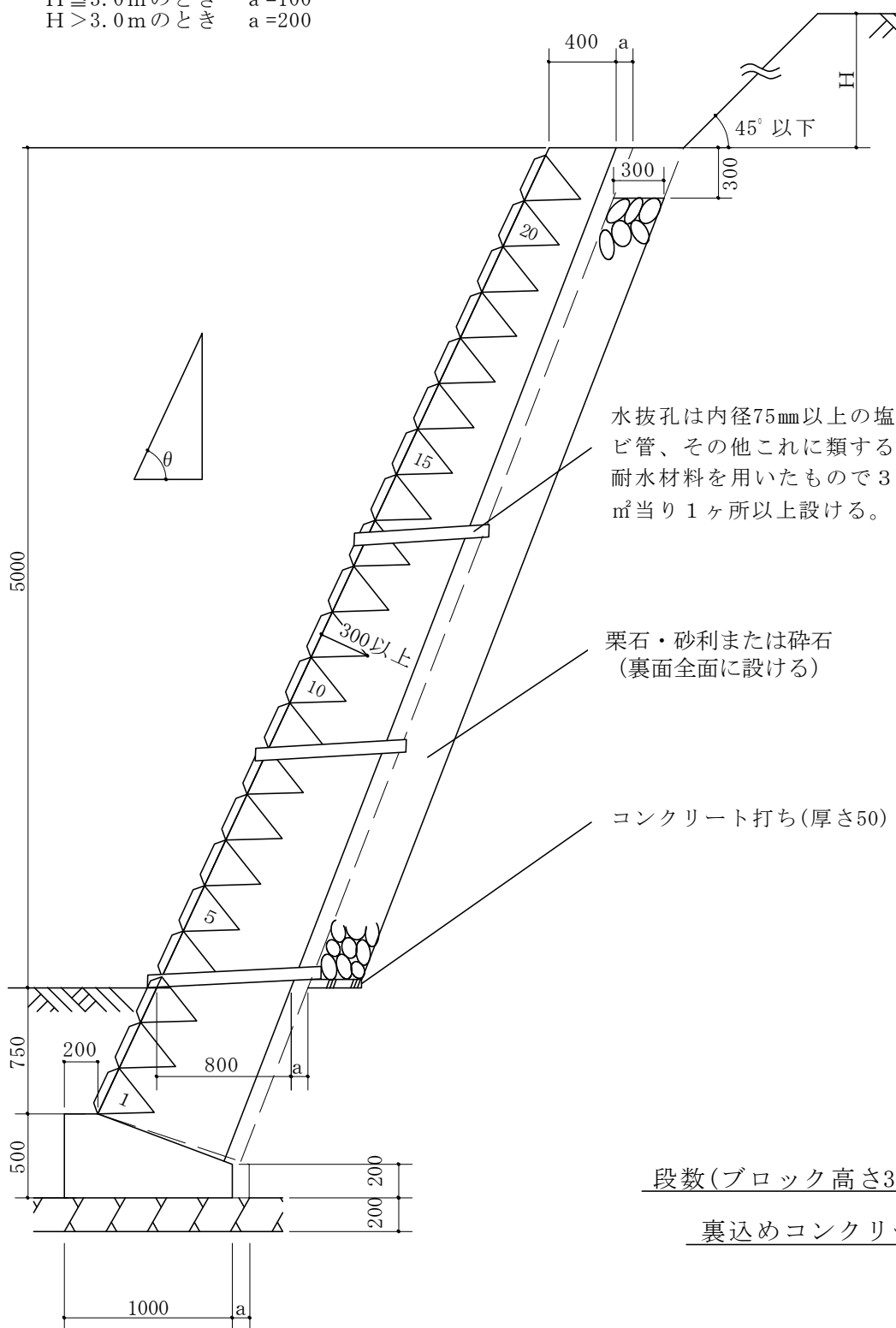
1. 地耐力 125 kN/㎡以上
2. コンクリートの4週圧縮強度 18N/㎟以上

高さ 5 m 土羽付 (切土)

$\theta \leq 65^\circ$

縮尺 1/40
単位 mm

$H \leq 3.0 \text{ m}$ のとき $a = 100$
 $H > 3.0 \text{ m}$ のとき $a = 200$



	a=100	a=200
21	505	605
20	525	625
19	545	645
18	570	670
17	590	690
16	610	710
15	635	735
14	655	755
13	675	775
12	700	800
11	720	820
10	740	840
9	765	865
8	785	885
7	810	910
6	830	930
5	850	950
4	875	975
3	895	995
2	915	1015
1	940	1040

条 件

1. 地耐力 125 kN/㎡以上
2. コンクリートの4週圧縮強度 18N/㎟以上

第2節 鉄筋コンクリート造擁壁

1 標準構造図の種類

本標準構造図は、「宅地造成技術基準～設計編～第3章第2節 鉄筋コンクリート造擁壁構造基準」に基づき、(1)と(2)の組合せによって分類し作成しています。

(1) 背面土の土質（ア又はイ）

ア 背面自然土が地山の関東ロームで、裏込め土を関東ロームとする場合（ $\phi = 20^\circ$ 、 $C = 0 \text{ kN/m}^2$ ）

イ 背面自然土が地山の砂質土で、裏込め土を砂質土とする場合（ $\phi = 30^\circ$ 、 $C = 0 \text{ kN/m}^2$ ）

(2) 基礎地盤の土質（ア又はイ）

ア 地耐力の下限值（ 50 kN/m^2 以上から 120 kN/m^2 以上）と、地山の関東ローム（ $\phi = 20^\circ$ 、 $C = 20 \text{ kN/m}^2$ ）の組合せ

イ 地耐力の下限值（ 75 kN/m^2 以上から 200 kN/m^2 以上）と、地山の砂質土（ $\phi = 30^\circ$ 、 $C = 0 \text{ kN/m}^2$ ）の組合せ

高さ／背面土		型式	L型擁壁		逆L型擁壁
			つま先あり	つま先なし	
1 m	関東ローム	1 A	L 1.0	逆L 1	
1.5m	関東ローム	—	L 1.5※	—	
2 m	関東ローム	2 A	L 2.0※	逆L 2	
	砂質土	2 C	—		
2.5m	関東ローム	—	L 2.5※	—	
3 m	関東ローム	3 A, 3 B	L 3.0※	逆L 3	
	砂質土	3 C	—		
4 m	関東ローム	4 A, 4 B	—	—	
	砂質土	4 C			
5 m	関東ローム	5 A	—	—	
	砂質土	5 C			

※ 擁壁縦壁背面にテーパーを付けているものと付けていないものがあります。

2 標準構造図の利用について

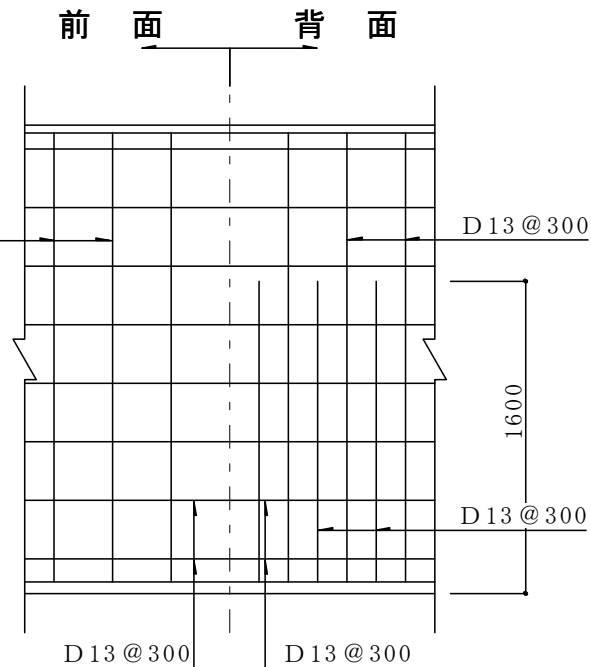
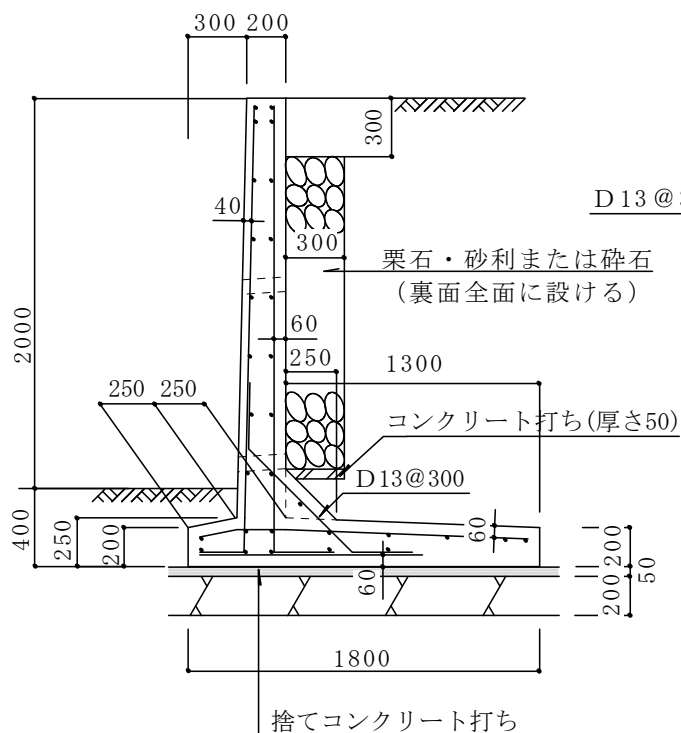
本構造標準図（印刷する場合のページ設定は、A4版タテ方向としてください。）を用いて許可申請を行う場合、擁壁の安全性を確かめた構造計算書の添付は不要となりますが、設置条件及び構造は、市長が安全上支障がないと認める場合を除き、全く同一のものとしなければなりません。

3 標準構造図の構造計算書の閲覧

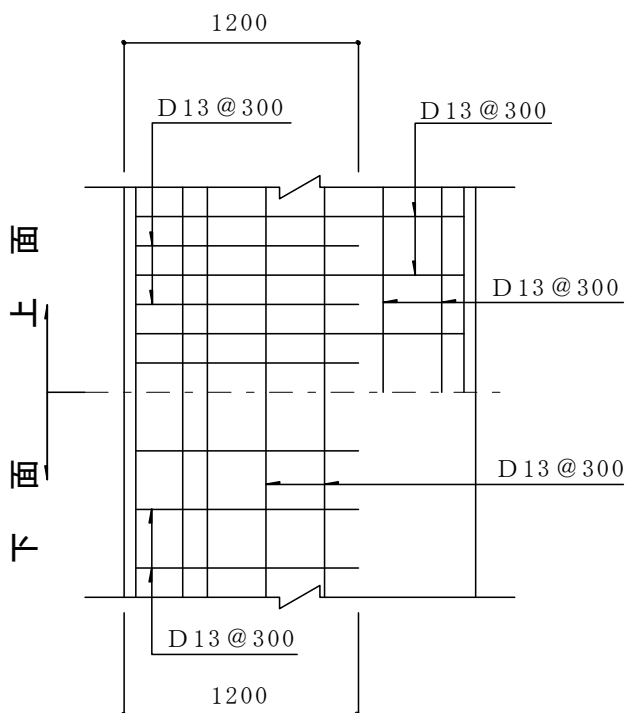
本標準構造図の構造計算書は、建築局情報相談課及び市民情報センター（市庁舎1階）にて閲覧の用に供しています。

L 型擁壁高さ 2 m

縮尺 1/40
単位 mm



縦壁配筋図



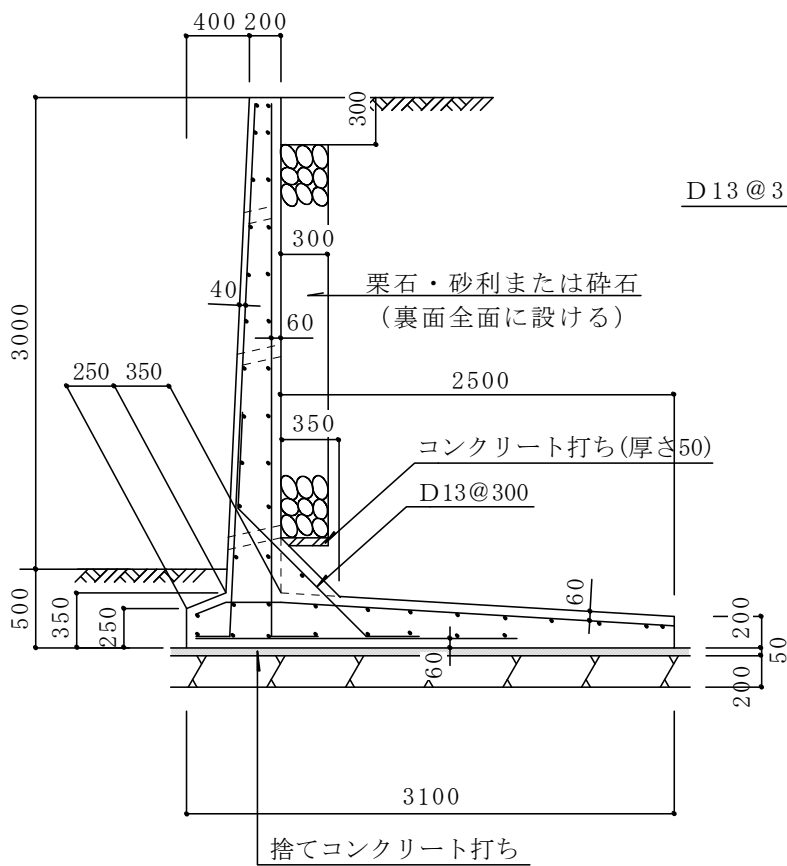
底版配筋図

- 条 件
1. 地耐力 100 kN/m^2 以上
 2. 背面土
内部摩擦角 20°
粘着力 0 kN/m^2
単位体積重量 16 kN/m^3
 3. 支持地盤
内部摩擦角 20°
粘着力 20 kN/m^2
 4. 水抜孔は内径 75 mm 以上の塩ビ管
その他これに類する耐水材料を用いたもので 3 m^2 当り 1 ヶ所以上設けること。
 5. 鉄筋の許容引張応力度
 196 N/mm^2 以上
 6. コンクリートの 4 週圧縮強度
 21 N/mm^2 以上
 7. 上載荷重 10 kN/m^2

3 A

L型擁壁高さ 3 m

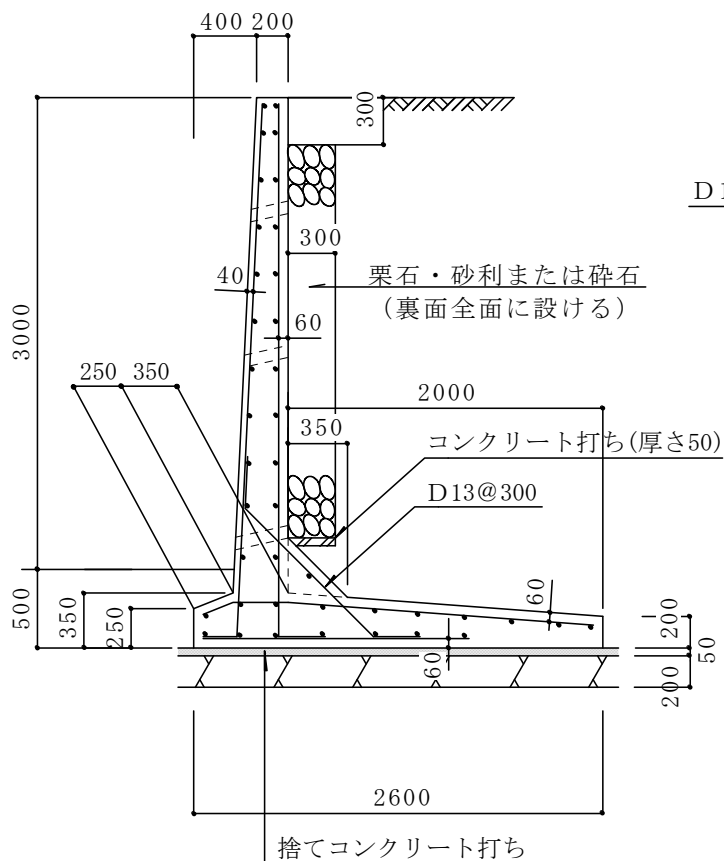
縮尺 1 / 50
単位 mm



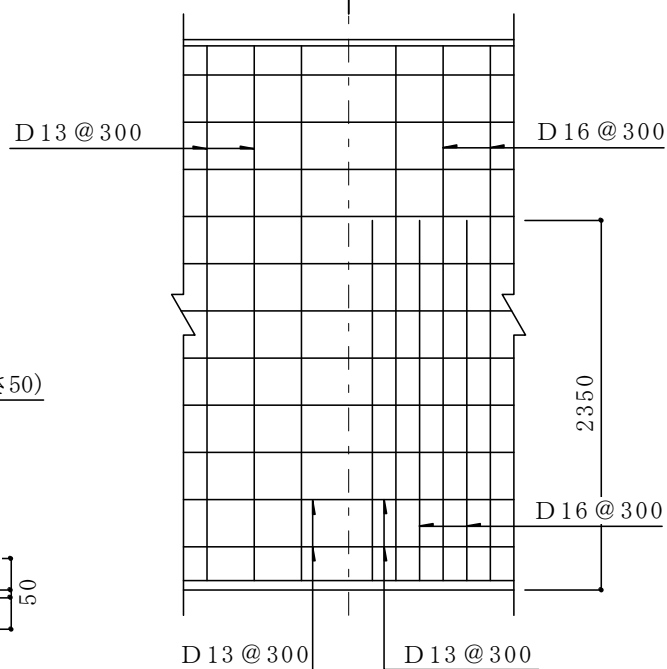
3B

縮尺 1/50
単位 mm

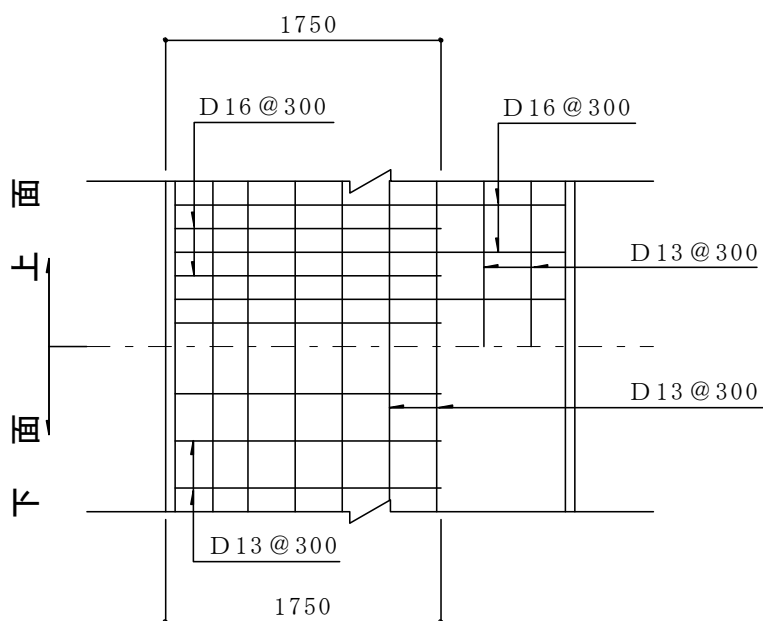
L型擁壁高さ3m



前 面 背 面



縦壁配筋図



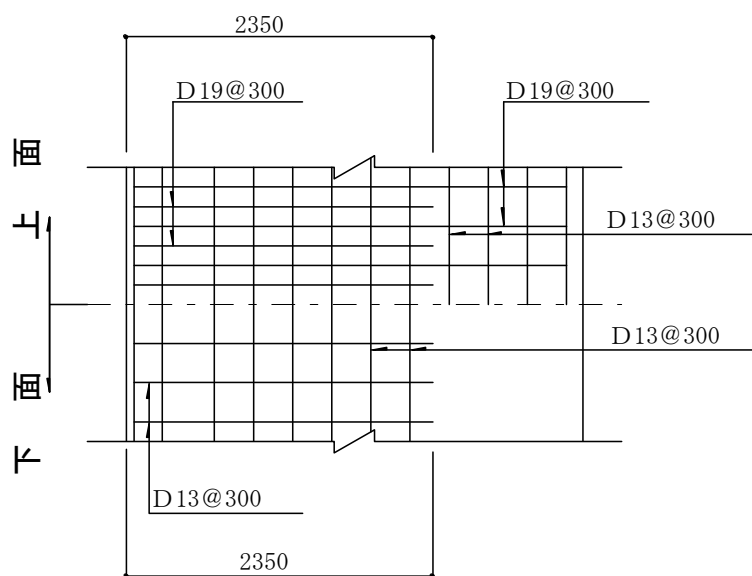
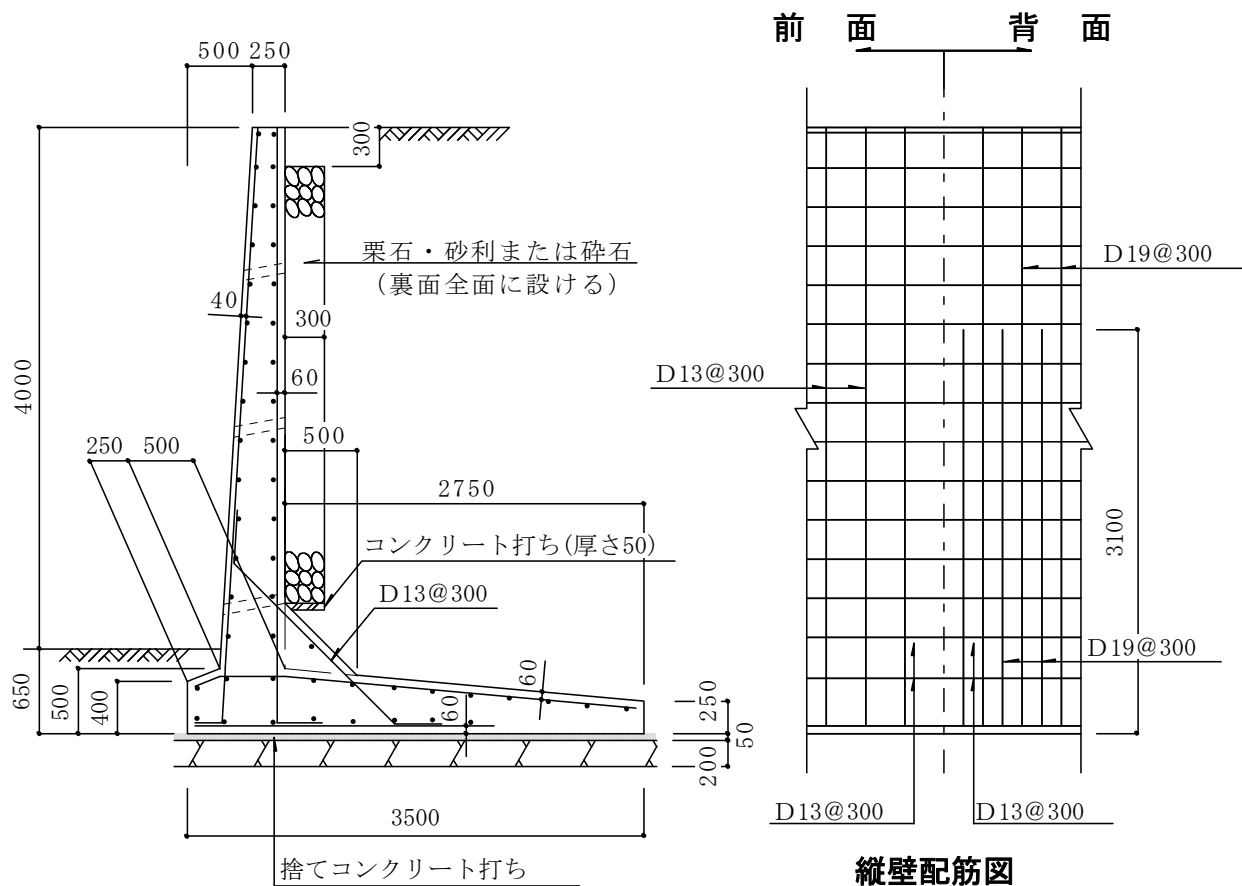
底板配筋図

- 条 件
1. 地耐力 150 kN/m^2 以上
 2. 背面土
内部摩擦角 20°
粘着力 0 kN/m^2
単位体積重量 16 kN/m^3
 3. 支持地盤
内部摩擦角 30°
粘着力 0 kN/m^2
 4. 水抜孔は内径75mm以上の塩ビ管
その他これに類する耐水材料を用いたもので 3 m^2 当り 1 ヶ所以上設けること。
 5. 鉄筋の許容引張応力度
 196 N/mm^2 以上
 6. コンクリートの4週圧縮強度
 21 N/mm^2 以上
 7. 上載荷重 10 kN/m^2

4 A

縮尺 1/60
単位 mm

L型擁壁高さ4m

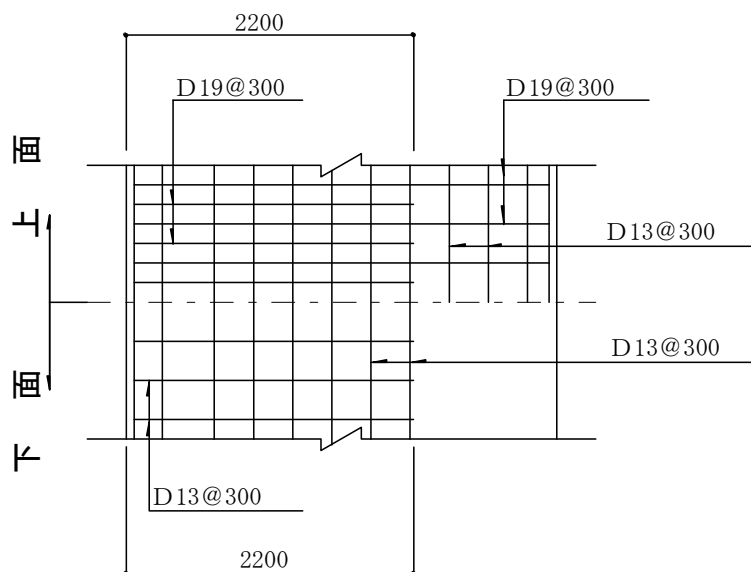
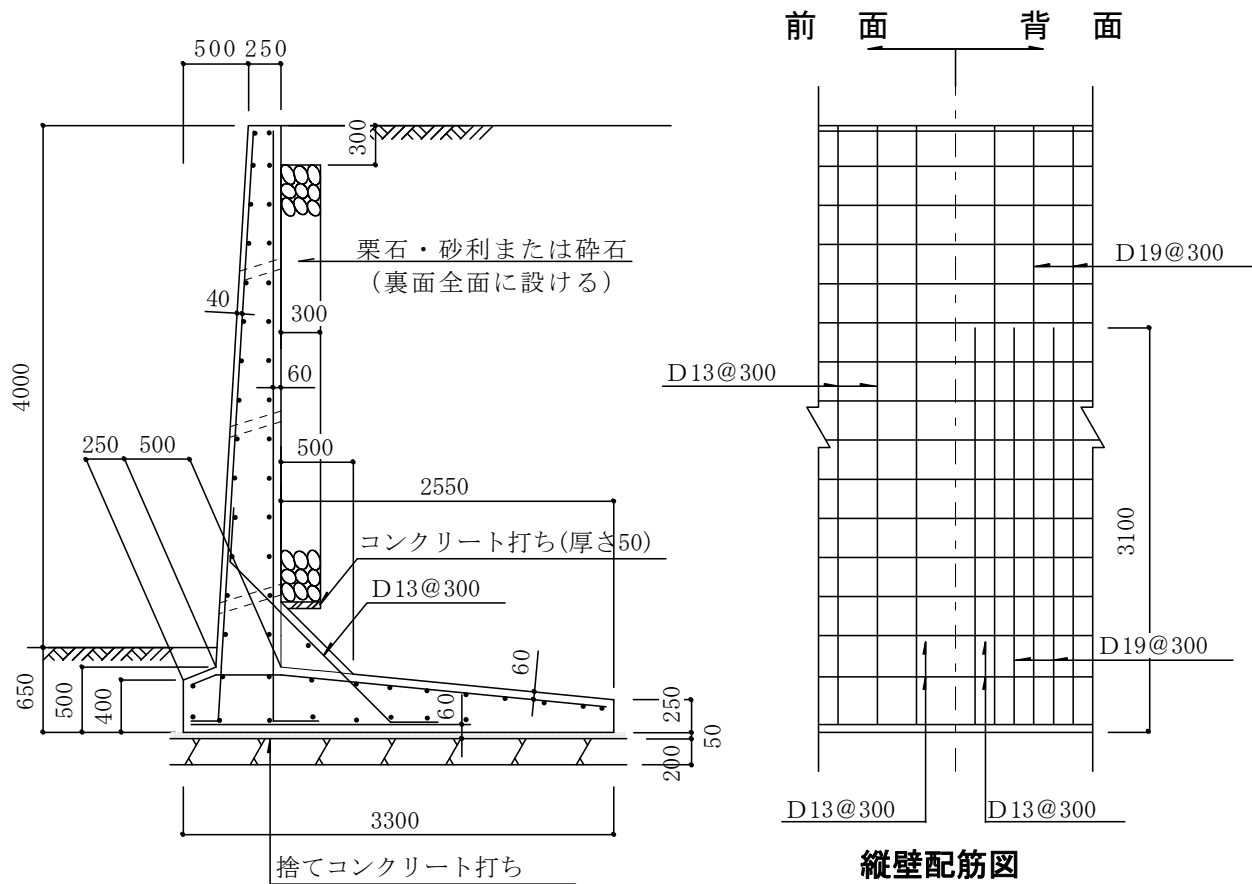


条 件

1. 地耐力 150 kN/m^2 以上
2. 背面土
内部摩擦角 20°
粘着力 0 kN/m^2
単位体積重量 16 kN/m^3
3. 支持地盤
内部摩擦角 30°
粘着力 0 kN/m^2
4. 水抜孔は内径 75 mm 以上の塩ビ管
その他これに類する耐水材料を用いたもので 3 m^2 当り 1 ヶ所以上設けること。
5. 鉄筋の許容引張応力度
 196 N/mm^2 以上
6. コンクリートの4週圧縮強度
 21 N/mm^2 以上
7. 上載荷重 10 kN/m^2

4 B

L型擁壁高さ4m

縮尺 1/60
単位 mm

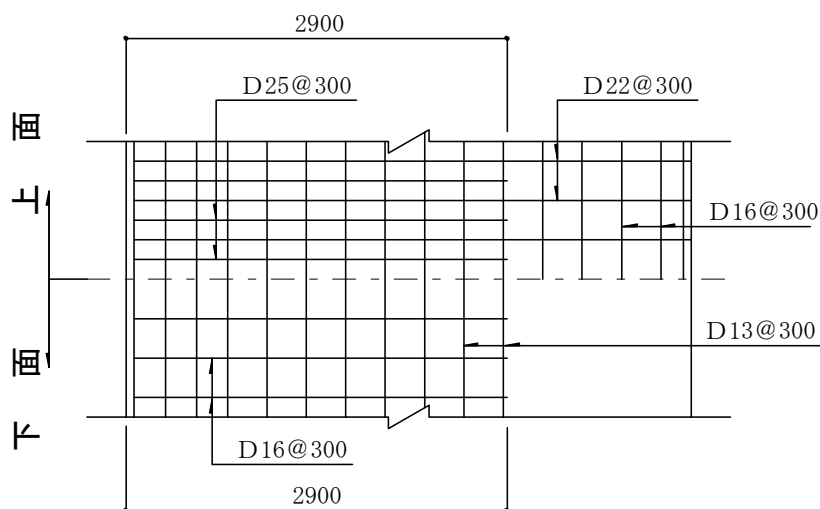
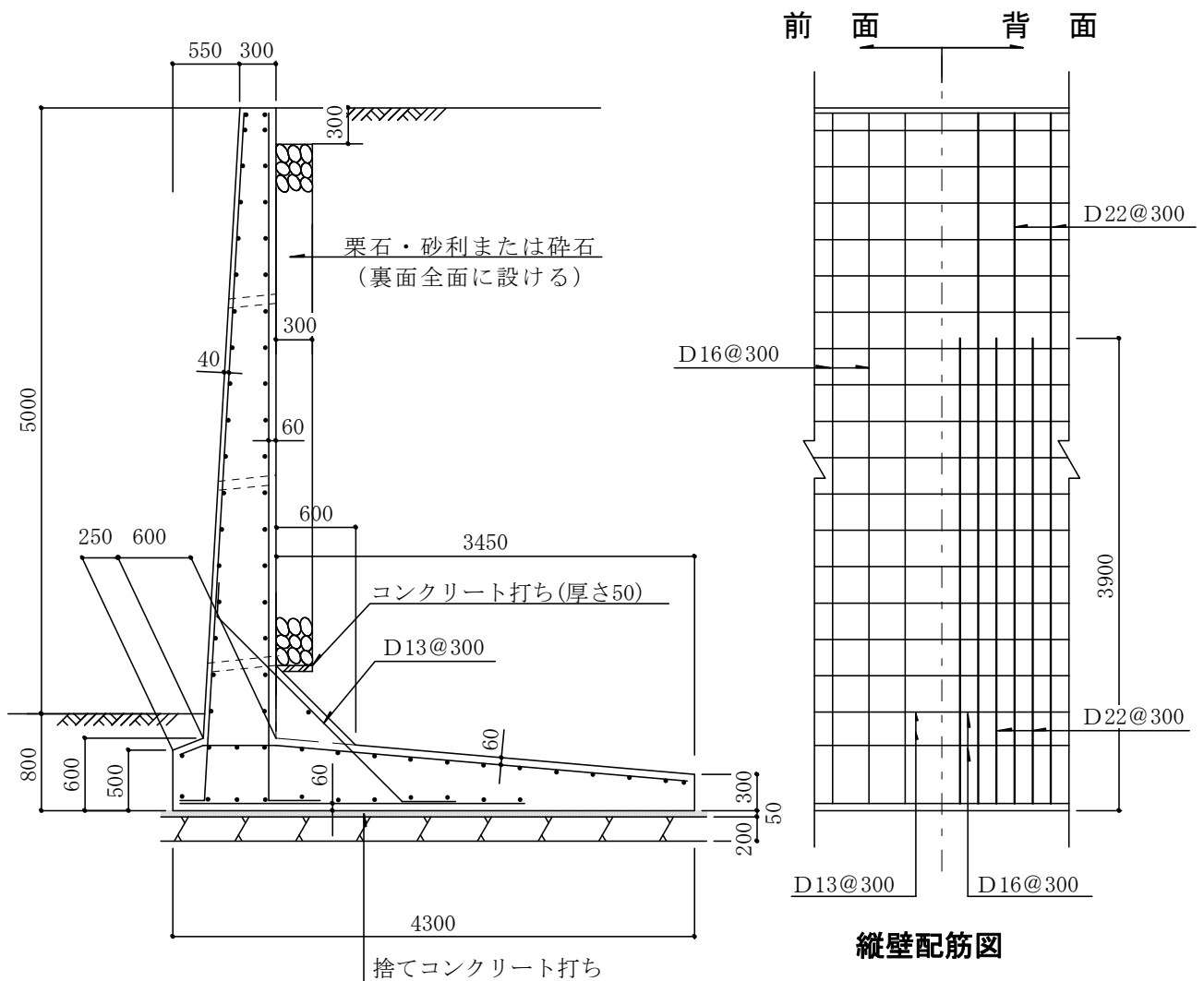
底版配筋図

条 件

1. 地耐力 200 kN/m^2 以上
2. 背面土
内部摩擦角 20°
粘着力 0 kN/m^2
単位体積重量 16 kN/m^3
3. 支持地盤
内部摩擦角 30°
粘着力 0 kN/m^2
4. 水抜孔は内径75mm以上の塩ビ管
その他これに類する耐水材料を用いたもので 3 m^2 当り 1ヶ所以上設けること。
5. 鉄筋の許容引張応力度
 196 N/mm^2 以上
6. コンクリートの4週圧縮強度
 21 N/mm^2 以上
7. 上載荷重 10 kN/m^2

5 A

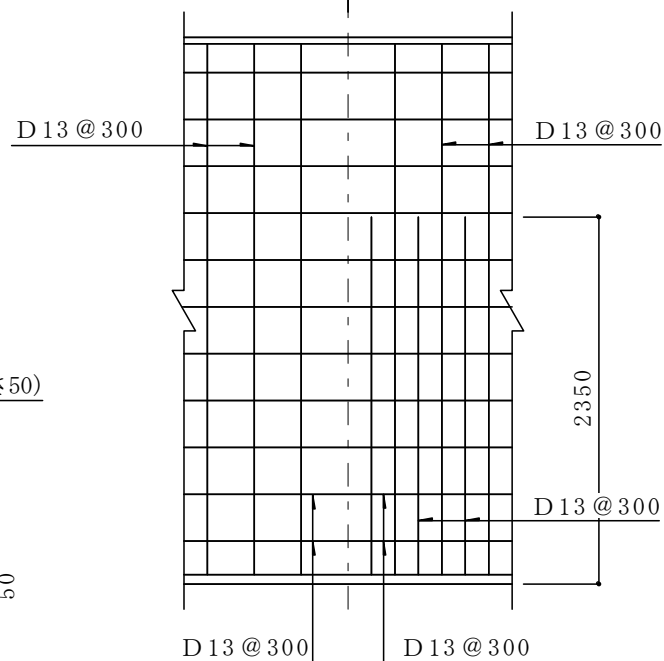
L 型擁壁高さ 5 m

縮尺 1/60
単位 mm

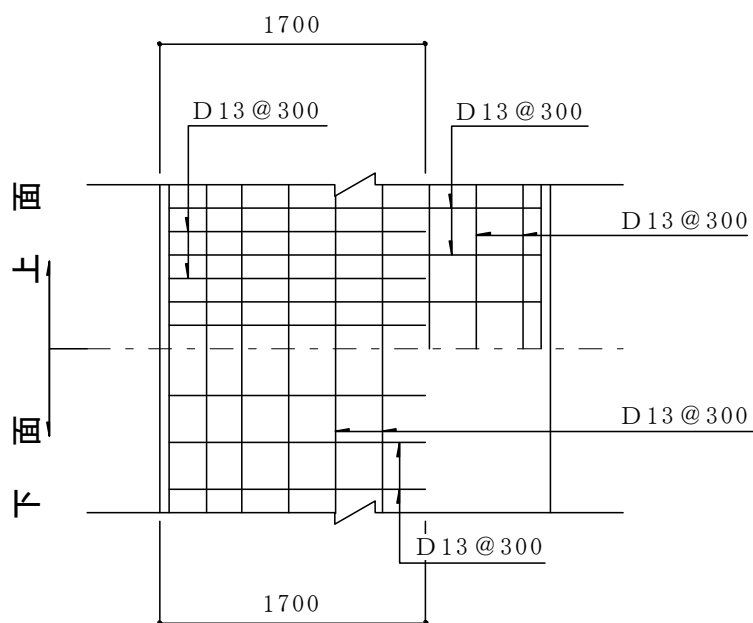
条 件

1. 地耐力 200 kN/m^2 以上
2. 背面土
内部摩擦角 20°
粘着力 0 kN/m^2
単位体積重量 16 kN/m^3
3. 支持地盤
内部摩擦角 30°
粘着力 0 kN/m^2
4. 水抜孔は内径 75 mm 以上の塩ビ管その他これに類する耐水材料を用いたもので 3 m^2 当り 1 ヶ所以上設けること。
5. 鉄筋の許容引張応力度
 196 N/mm^2 以上
6. コンクリートの 4 週圧縮強度
 21 N/mm^2 以上
7. 上載荷重 10 kN/m^2

L型擁壁高さ 3 m



縦壁配筋図



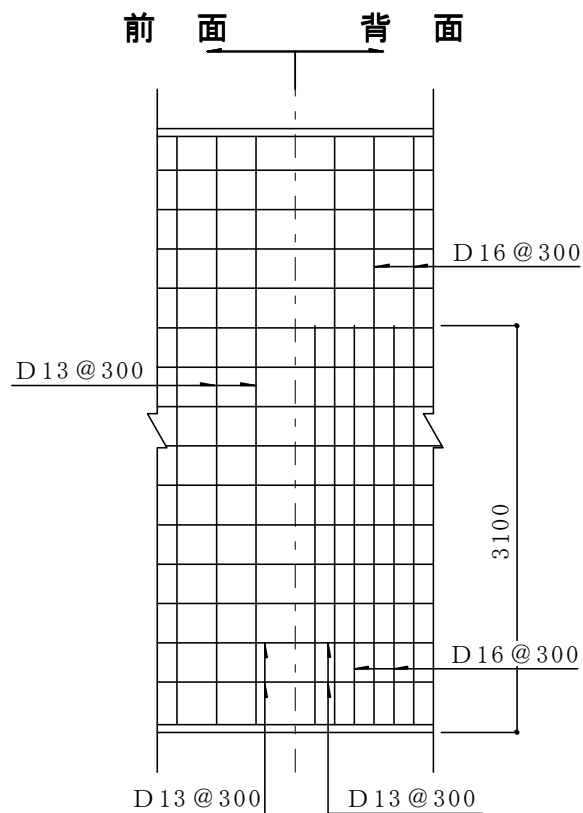
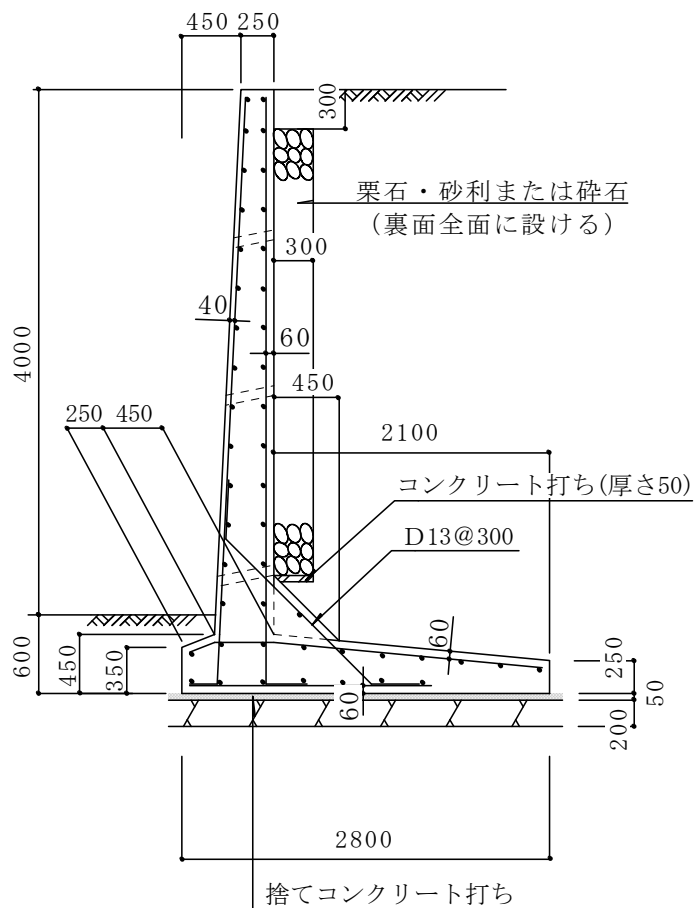
底版配筋图

- 条件
1. 地耐力 100 kN/m^2 以上
2. 背面土
内部摩擦角 30°
粘着力 0 kN/m^2
単位体積重量 18 kN/m^3
3. 支持地盤
内部摩擦角 30°
粘着力 0 kN/m^2
4. 水抜孔は内径 75 mm 以上の塩ビ管
その他これに類する耐水材料を用いたもので 3 m^2 当り 1 ヶ所以上設けること。
5. 鉄筋の許容引張応力度
 196 N/mm^2 以上
6. コンクリートの 4 週圧縮強度
 21 N/mm^2 以上
7. 上載荷重 10 kN/m^2

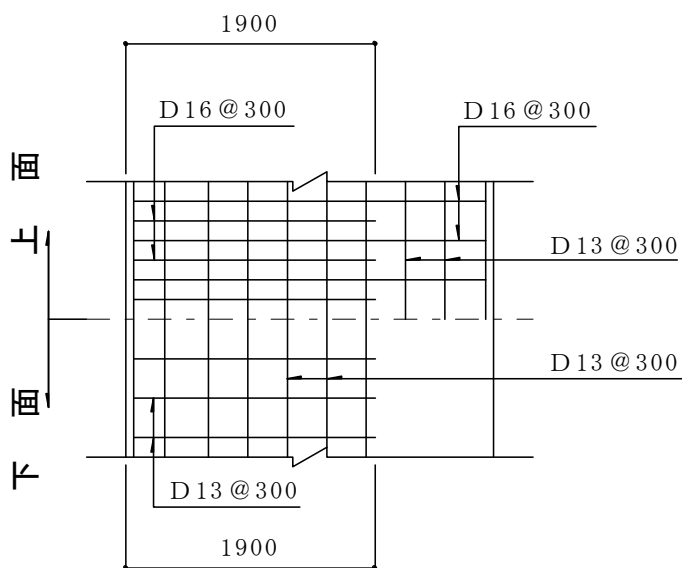
4 C

L型擁壁高さ4m

縮尺 1/60
単位 mm



縦壁配筋図

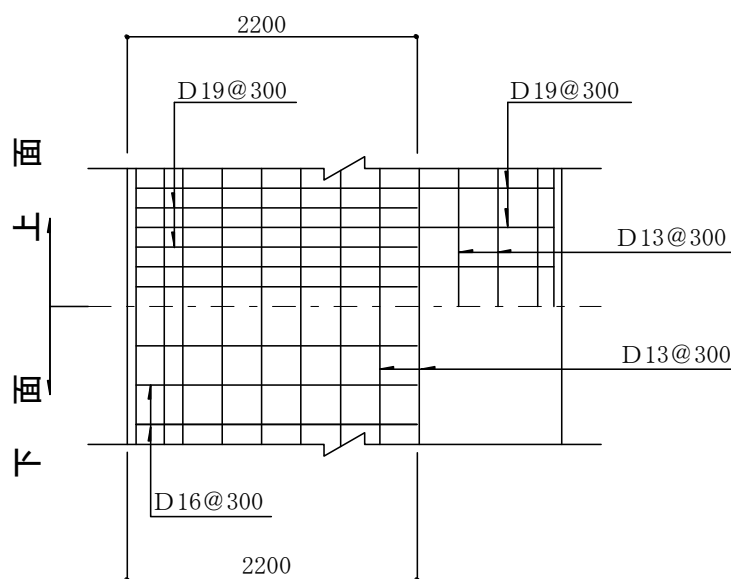
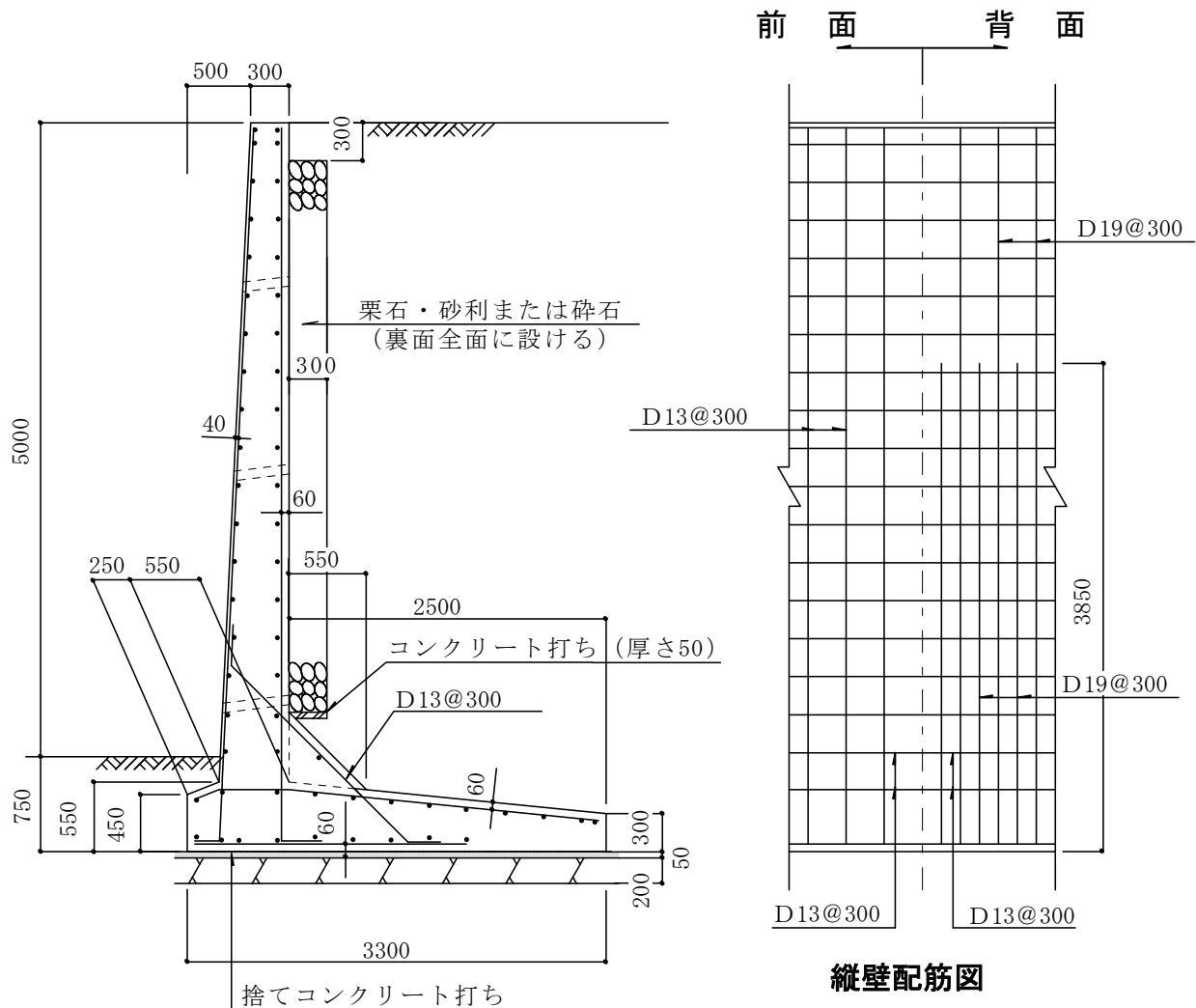


底版配筋図

- 条 件
1. 地耐力150 kN/m²以上
 2. 背面土
内部摩擦角 30°
粘着力 0 kN/m²
単位体積重量 18 kN/m³
 3. 支持地盤
内部摩擦角 30°
粘着力 0 kN/m²
 4. 水抜孔は内径75mm以上の塩ビ管
その他これに類する耐水材料を用いたもので3 m²当り1ヶ所以上設けること。
 5. 鉄筋の許容引張応力度
196 N/mm²以上
 6. コンクリートの4週圧縮強度
21 N/mm²以上
 7. 上載荷重 10 kN/m²

5 C

L型擁壁高さ5m

縮尺 1/60
単位 mm

条 件

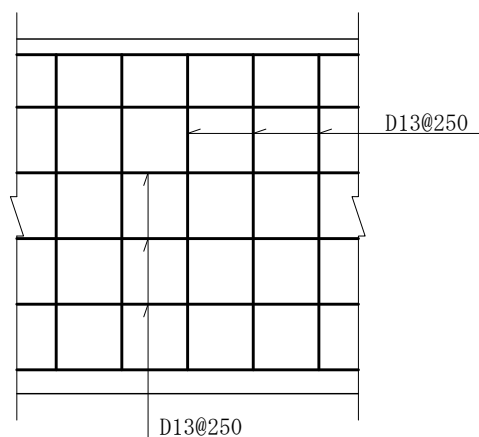
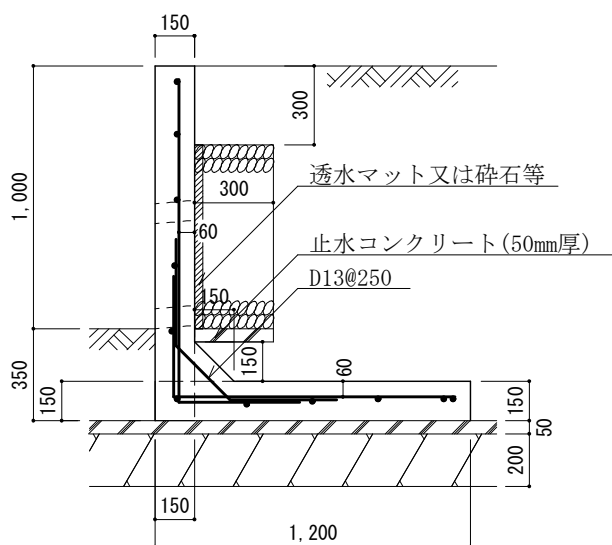
1. 地耐力 200 kN/m^2 以上
2. 背面土
内部摩擦角 30°
粘着力 0 kN/m^2
単位体積重量 18 kN/m^3
3. 支持地盤
内部摩擦角 30°
粘着力 0 kN/m^2
4. 水抜孔は内径 75 mm 以上の塩ビ管
その他これに類する耐水材料を用いたもので 3 m^2 当り 1 ヶ所以上設けること。
5. 鉄筋の許容引張応力度
 196 N/mm^2 以上
6. コンクリートの4週圧縮強度
 21 N/mm^2 以上
7. 上載荷重 10 kN/m^2

L型擁壁高さ 1.0m

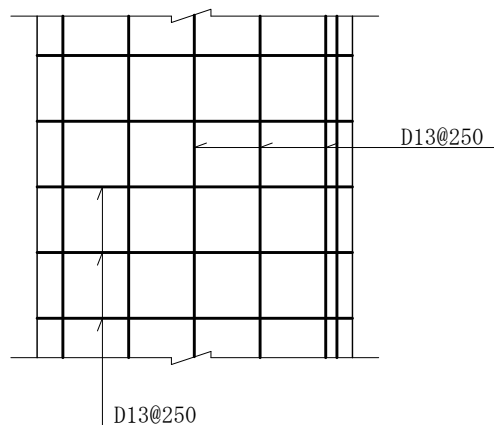
L 1.0

縮尺 1/30

單位 mm



縦壁配筋図



底版配筋图

設計条件

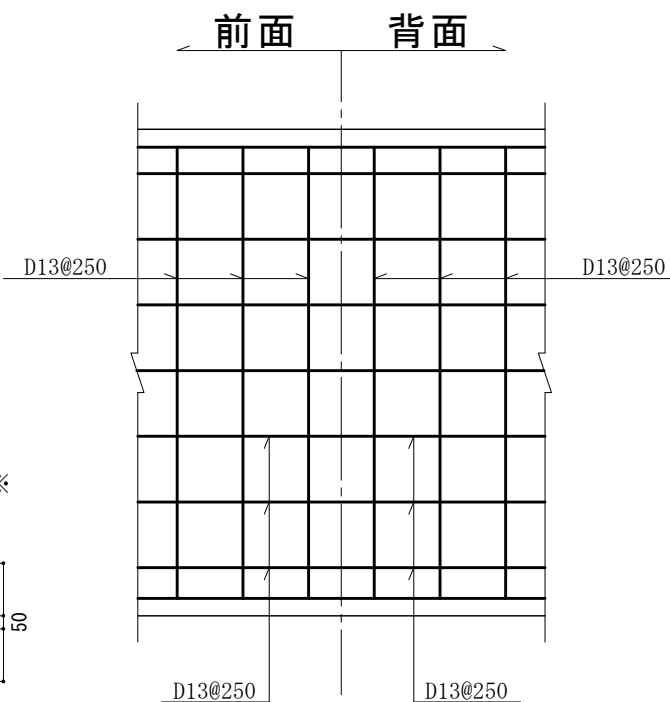
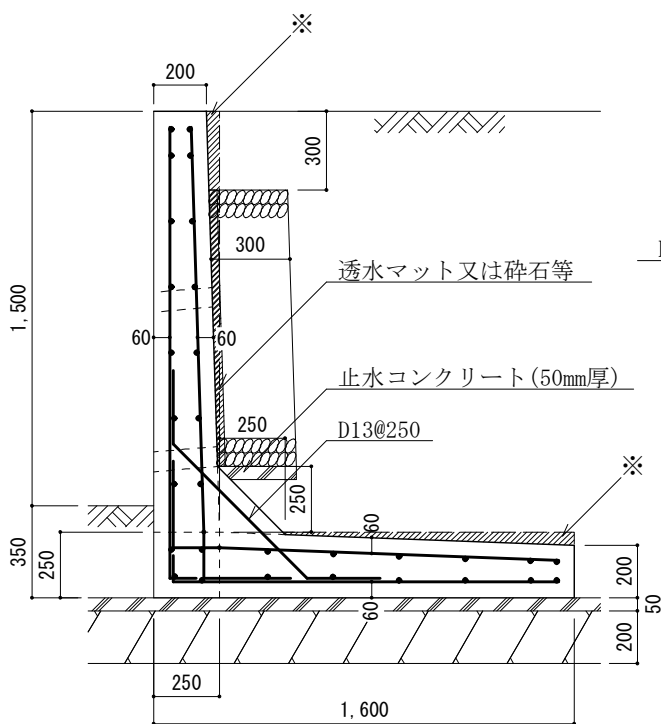
1. 地耐力 65 kN/m²以上
2. 背面土
内部摩擦角 20°
粘着力 0 kN/m²
単位体積重量 16kN/m³
3. 支持地盤
内部摩擦角 20°
粘着力 20 kN/m²
4. 水抜穴は内径 75mm 以上の塩ビ管
その他これに類する耐水材料を用いたもので 3 m²当たり 1 箇所以上設けること。
5. 鉄筋の引張応力度
196 N/mm²以上
6. コンクリートの圧縮応力度
21 N/mm²以上
7. 表面載荷重 10kN/m²

L 型擁壁高さ 1.5m

L 1.5

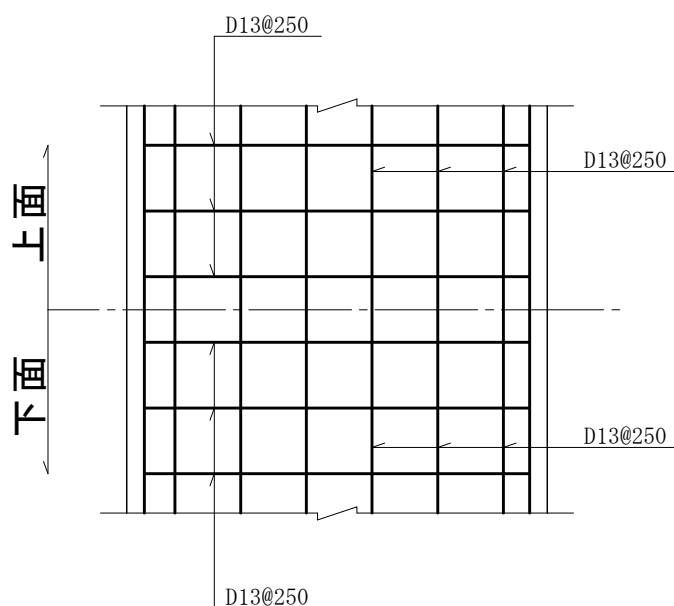
縮尺 1/30

単位 mm



縦壁配筋図

※ 縦壁及び底版の先端厚さは、元端厚さと同一とすることができる。



設計条件

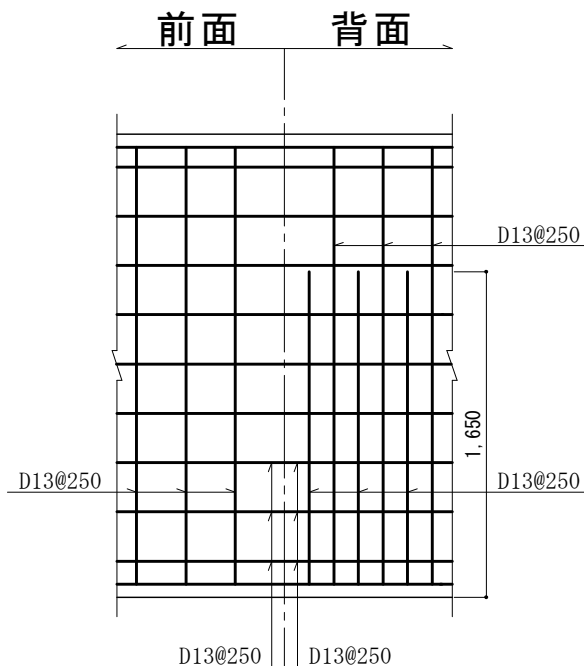
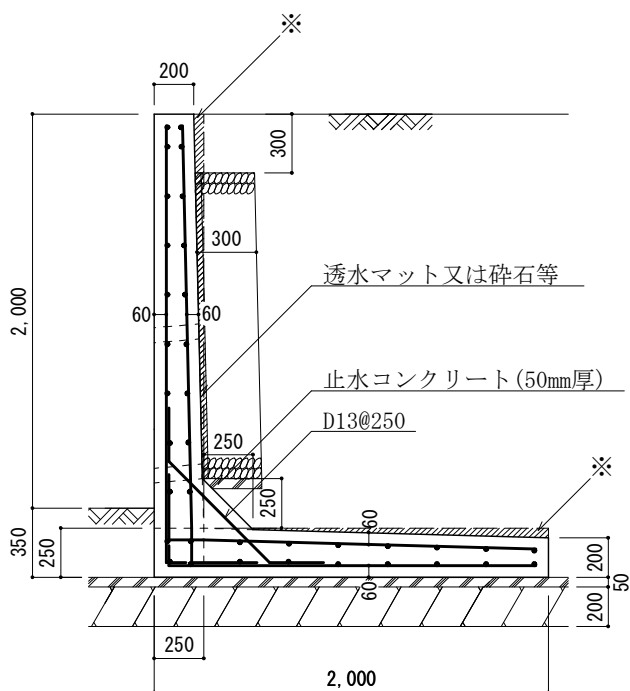
1. 地耐力 85 kN/m^2 以上
2. 背面土
内部摩擦角 20°
粘着力 0 kN/m^2
単位体積重量 16 kN/m^3
3. 支持地盤
内部摩擦角 20°
粘着力 20 kN/m^2
4. 水抜穴は内径 75 mm 以上の塩ビ管
その他これに類する耐水材料を用いたもので 3 m^2 当たり 1 箇所以上設けること。
5. 鉄筋の引張応力度
 196 N/mm^2 以上
6. コンクリートの圧縮応力度
 21 N/mm^2 以上
7. 表面載荷重 10 kN/m^2

L 型擁壁高さ 2.0m

L 2.0

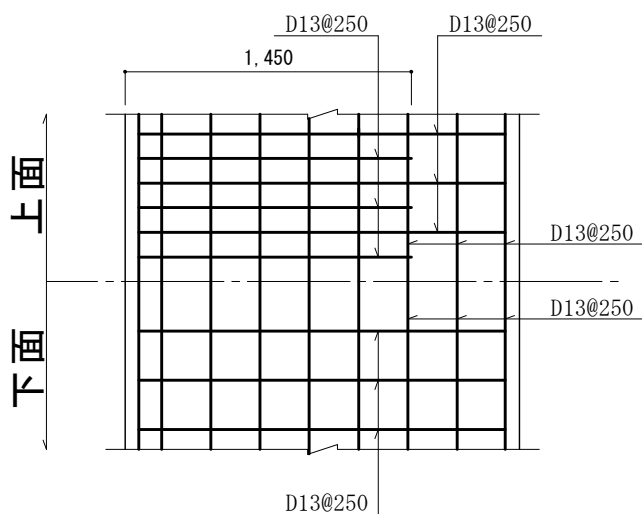
縮尺 1/40

単位 mm



縦壁配筋図

※ 縦壁及び底版の先端厚さは、元端厚さと同一とすることができる。



底版配筋図

設計条件

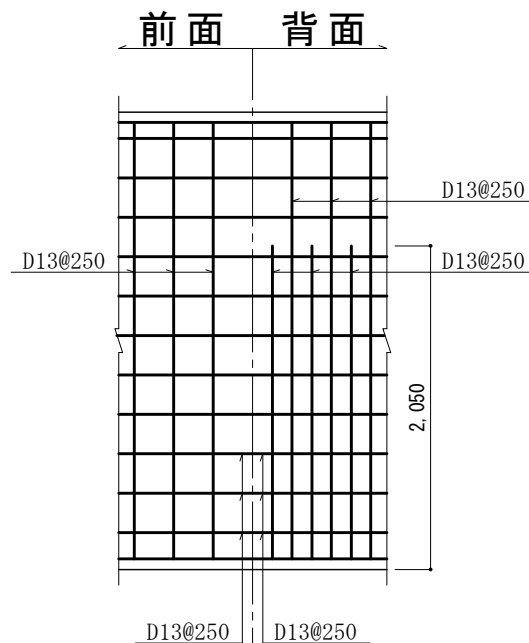
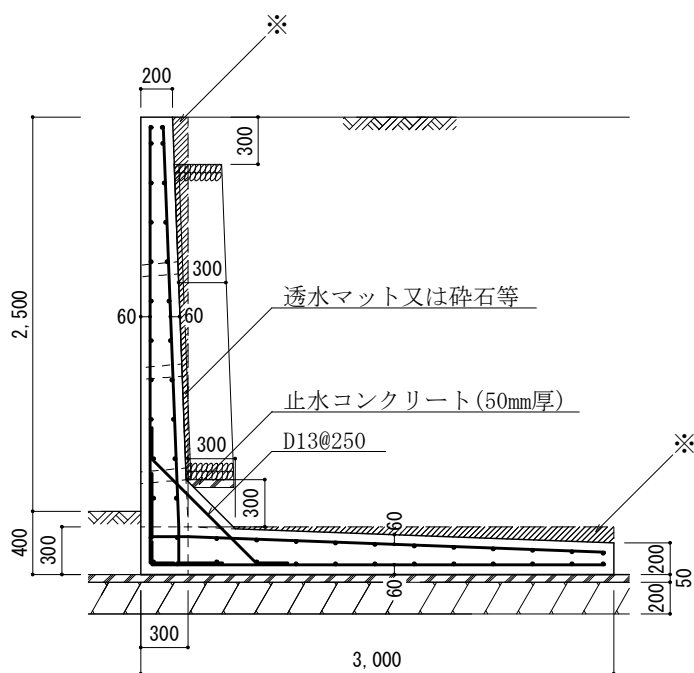
1. 地耐力 100 kN/m²以上
2. 背面土
内部摩擦角 20°
粘着力 0 kN/m²
単位体積重量 16kN/m³
3. 支持地盤
内部摩擦角 20°
粘着力 20 kN/m²
4. 水抜穴は内径 75mm 以上の塩ビ管
その他これに類する耐水材料を用いたもので3 m²当たり 1 箇所以上設けること。
5. 鉄筋の引張応力度
196 N/mm²以上
6. コンクリートの圧縮応力度
21 N/mm²以上
7. 表面載荷重 10kN/m²

L 型擁壁高さ 2.5m

L 2.5

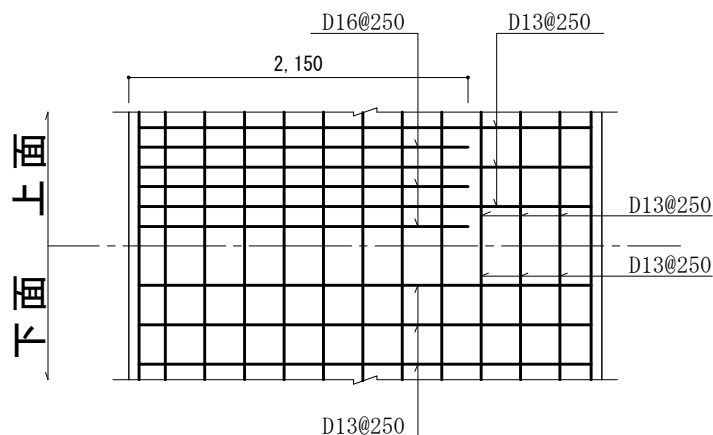
縮尺 1/50

単位 mm



縦壁配筋図

※ 縦壁及び底版の先端厚さは、元端厚さと同じとすることができる。



底版配筋図

設計条件

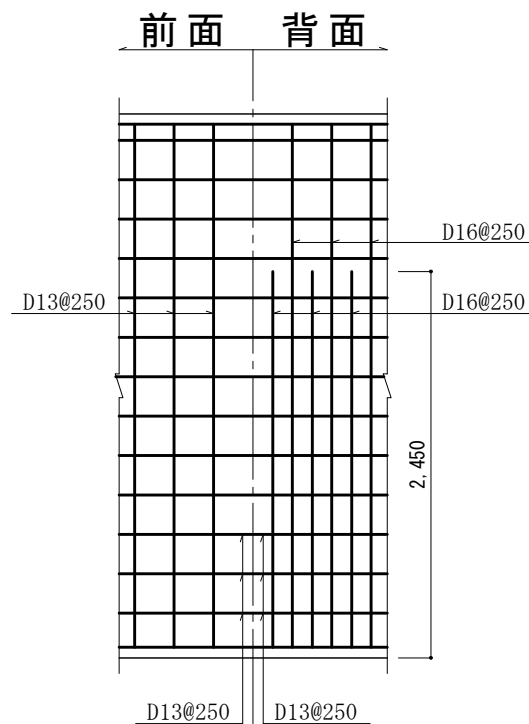
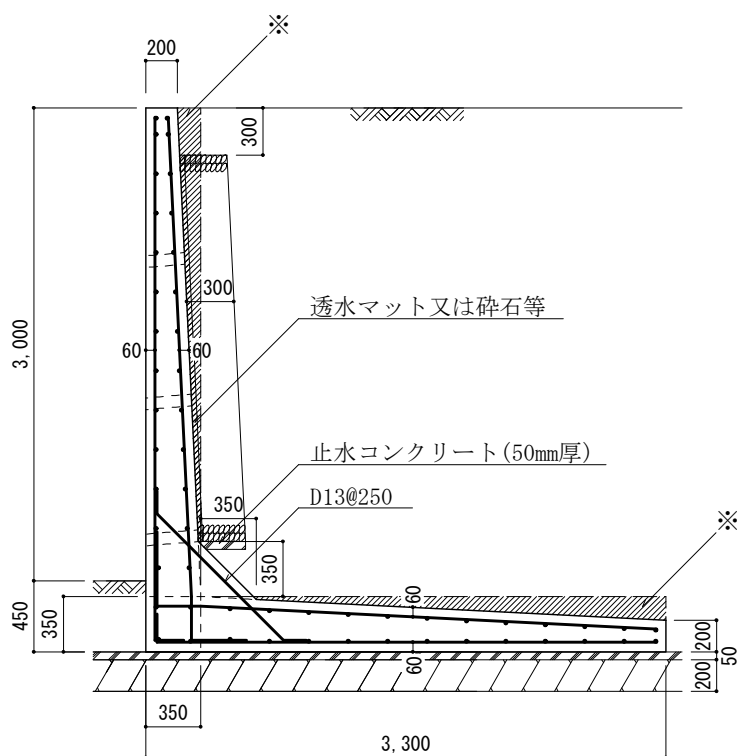
1. 地耐力 100 kN/m²以上
2. 背面土
内部摩擦角 20°
粘着力 0 kN/m²
単位体積重量 16kN/m³
3. 支持地盤
内部摩擦角 20°
粘着力 20 kN/m²
4. 水抜穴は内径 75mm 以上の塩ビ管
その他これに類する耐水材料を用いたもので 3 m²当たり 1 箇所以上設けること。
5. 鉄筋の引張応力度 196 N/mm²以上
6. コンクリートの圧縮応力度 21N/mm²以上
7. 表面載荷重 10kN/m²

L 型擁壁高さ 3.0m

L 3.0

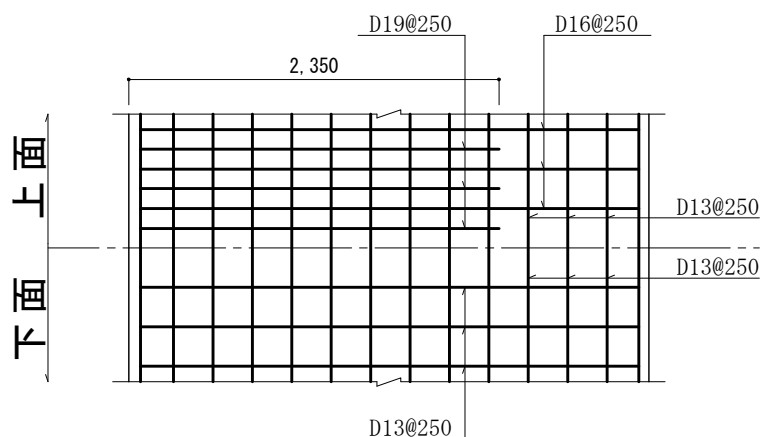
縮尺 1/50

単位 mm



縦壁配筋図

※ 縦壁及び底版の先端厚さは、元端厚さと同一とすることができる。



底版配筋図

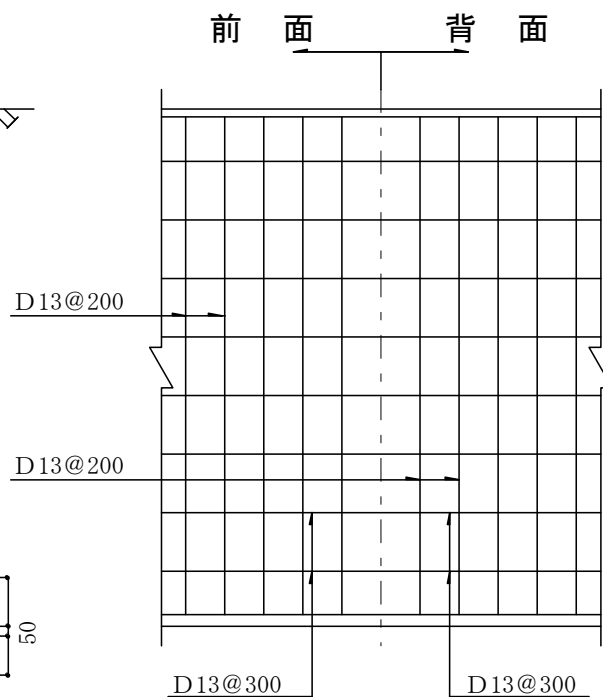
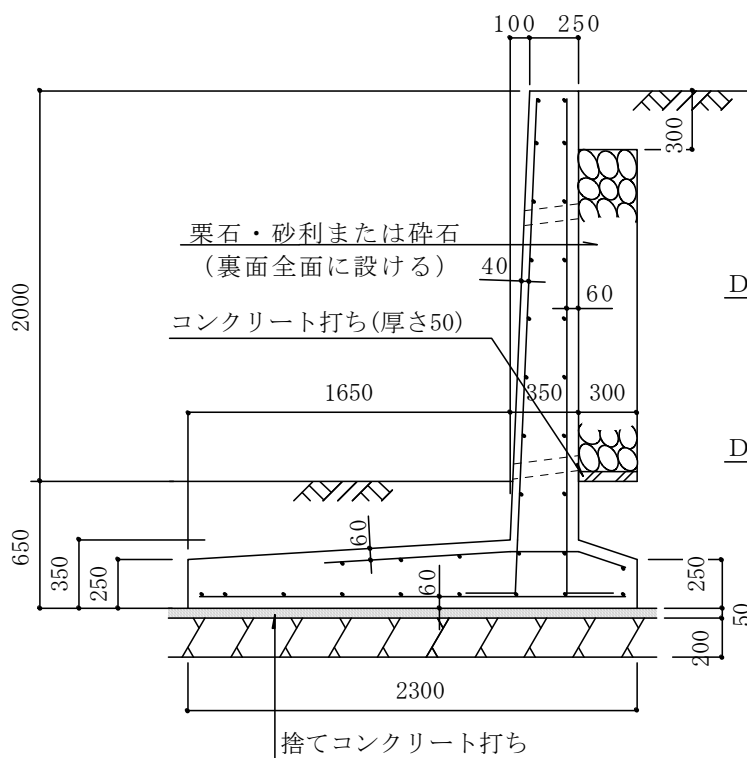
設計条件

1. 地耐力 120 kN/m²以上
2. 背面土
 - 内部摩擦角 20°
 - 粘着力 0 kN/m²
 - 単位体積重量 16kN/m³
3. 支持地盤
 - 内部摩擦角 20°
 - 粘着力 20 kN/m²
4. 水抜穴は内径 75mm 以上の塩ビ管
その他これに類する耐水材料を用いたもので3 m²当たり 1 箇所以上設けること。
5. 鉄筋の引張応力度 196 N/mm² 以上
6. コンクリートの圧縮応力度 21 N/mm² 以上
7. 表面載荷重 10kN/m²

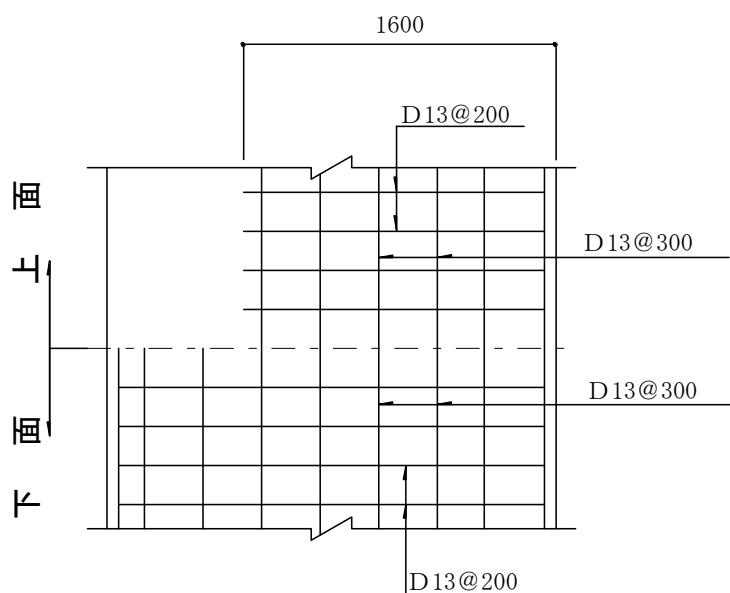
逆 L 2

縮尺 1/40
単位 mm

逆 L 型擁壁高さ 2 m



縦壁配筋図



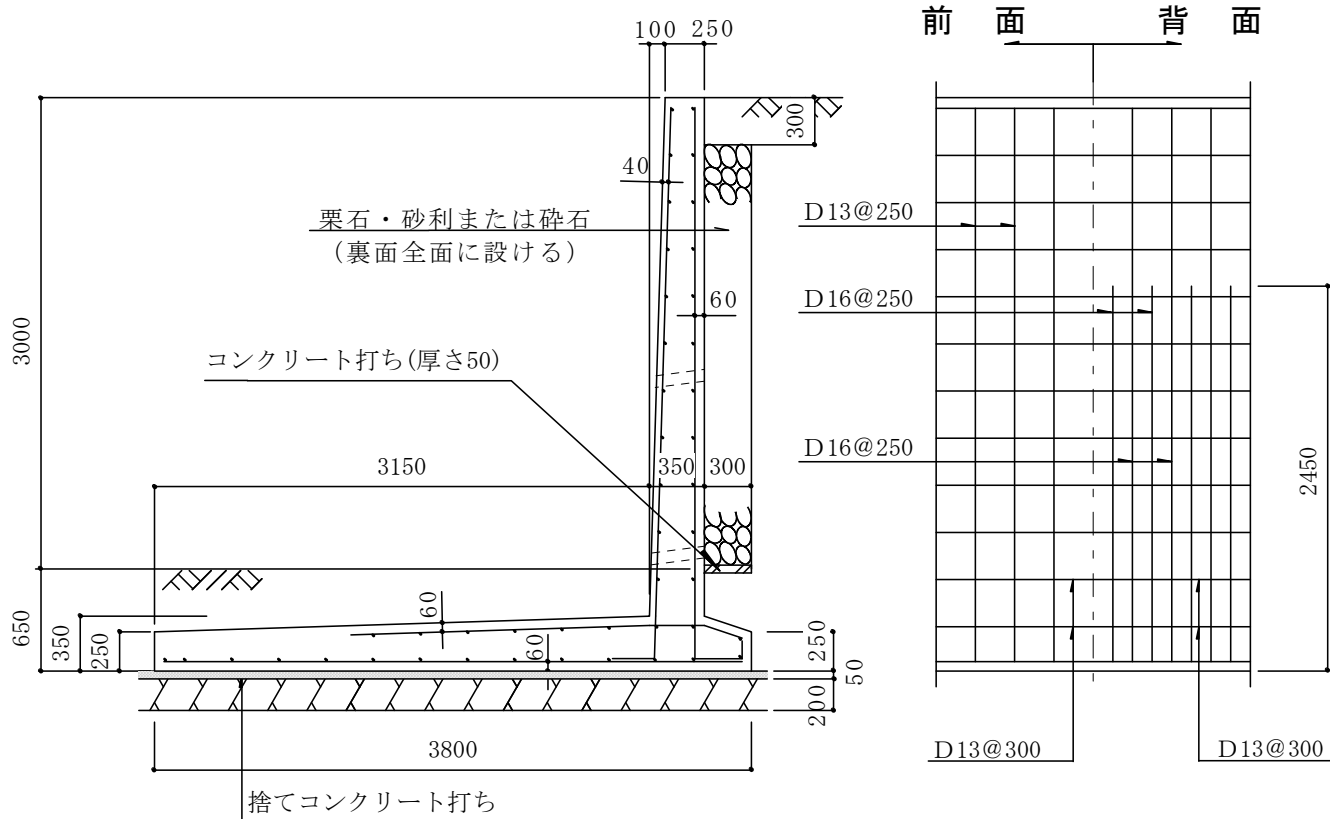
底版配筋図

- 条 件
1. 地耐力 75 kN/m^2 以上
 2. 背面土
内部摩擦角 20°
粘着力 0 kN/m^2
単位体積重量 16 kN/m^3
 3. 支持地盤
内部摩擦角 20°
粘着力 20 kN/m^2
 4. 水抜孔は内径 75 mm 以上の塩ビ管
その他これに類する耐水材料を用いたもので 3 m^2 当り 1 ヶ所以上設けること。
 5. 鉄筋の許容引張応力度
 196 N/mm^2 以上
 6. コンクリートの 4 週圧縮強度
 21 N/mm^2 以上
 7. 上載荷重 10 kN/m^2

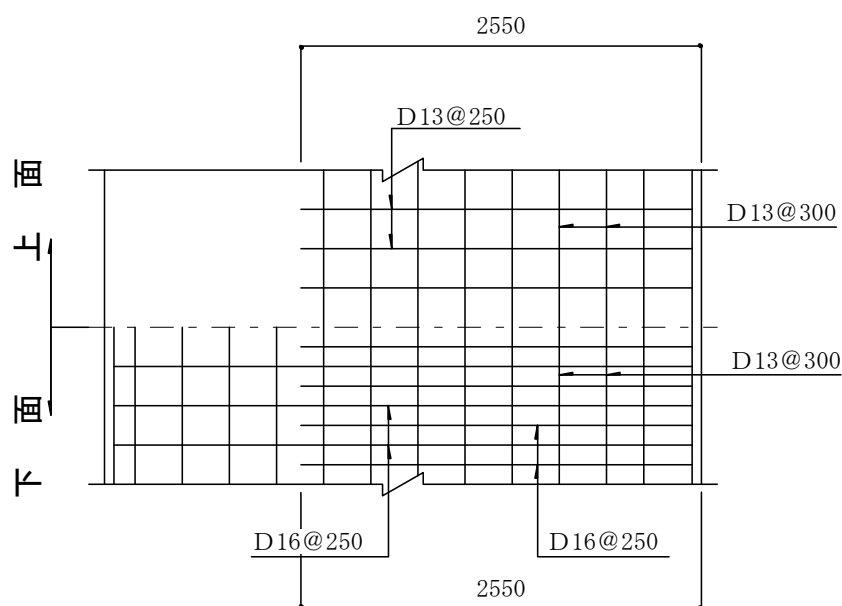
逆 L 3

縮尺 1/50
単位 mm

逆 L 型擁壁高さ 3 m



縦壁配筋図



底版配筋図

- 条 件
1. 地耐力 75 kN/m^2 以上
 2. 背面土
内部摩擦角 20°
粘着力 0 kN/m^2
単位体積重量 16 kN/m^3
 3. 支持地盤
内部摩擦角 20°
粘着力 20 kN/m^2
 4. 水抜孔は内径 75 mm 以上の
塩ビ管その他これに類する
耐水材料を用いたもので 3 m^2 当り 1 ケ所以上設けること。
 5. 鉄筋の許容引張応力度
 196 N/mm^2 以上
 6. コンクリートの4週圧縮
強度 21 N/mm^2 以上
 7. 上載荷重 10 kN/m^2

第2章 鉄筋コンクリート造擁壁の構造計算例

この構造計算例は、「宅地造成技術基準～設計編～第3章第2節 鉄筋コンクリート造擁壁構造基準」に従い標準構造図の3Aタイプの構造計算を行った一例です。

1 設計条件

(1) 擁壁の型式及び高さ

型 式：L型擁壁（3A）

全高さ：H=3.50m

(2) 表面載荷重

$$q = 10 \text{ kN/m}^2$$

(3) 背面土

土質の種類 : 関東ローム

土の単位体積重量 : $\gamma_s = 16 \text{ kN/m}^3$

内部摩擦角 : $\phi = 20^\circ$

粘着力 : $C = 0 \text{ kN/m}^2$

壁背面と土との摩擦角 : $\delta = 2\phi / 3 = 13^\circ$

壁背面と鉛直面とのなす角 : $\theta = 0^\circ$

地表面と水平面とのなす角 : $\alpha = 0^\circ$

(4) 土圧

クーロンの土圧式による。

(5) 支持地盤

土質の種類 : 関東ローム（地山）

内部摩擦角 : $\phi = 20^\circ$

粘着力 : $C = 20 \text{ kN/m}^2$

許容地耐力 : 100 kN/m^2

底面の摩擦係数 : $\mu = \tan 20^\circ = 0.364$

(6) 材料の許容応力度（常時）

コンクリートの設計基準強度 : $\sigma_{28} = 21 \text{ N/mm}^2$

コンクリートの圧縮応力度 : $\sigma_{ca} = 7 \text{ N/mm}^2$

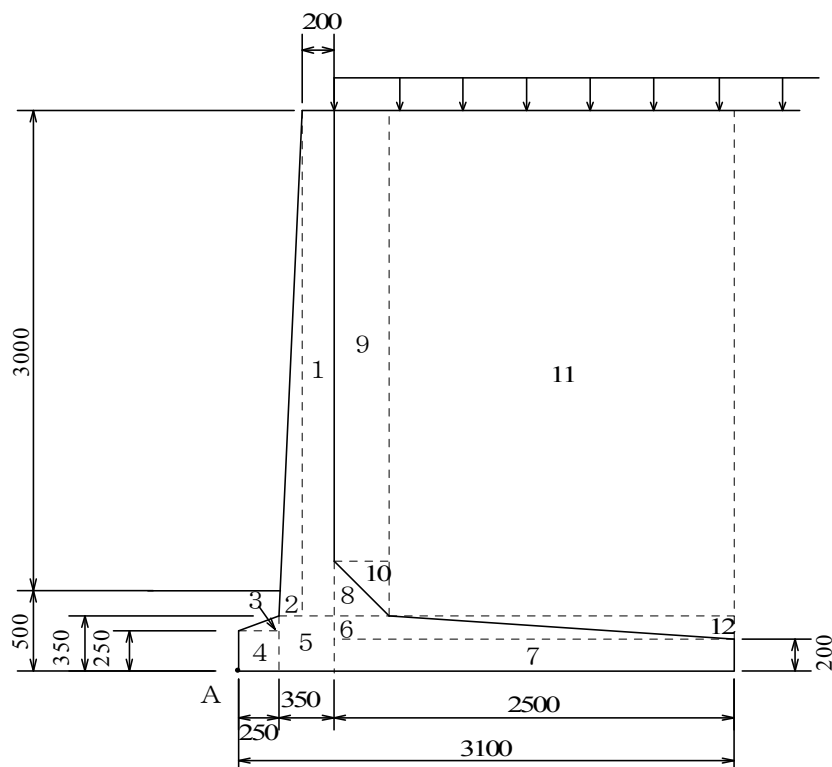
コンクリートのせん断応力度 : $\tau_a = 0.7 \text{ N/mm}^2$

鉄筋（SD295）の引張応力度 : $\sigma_{sa} = 196 \text{ N/mm}^2$

(7) 単位重量

鉄筋コンクリート : $\gamma_c = 24 \text{ kN/m}^3$

2 擁壁断面の形状及び寸法



3 荷重及びモーメント(以下単位幅(1 m)当たりで計算を行う)

(1) 土圧

○主働土圧係数 (K_A)

$$\begin{aligned}
 K_A &= \frac{\cos^2(\phi - \theta)}{\cos^2 \theta \cos(\theta + \delta) \left\{ 1 + \sqrt{\frac{\sin(\phi + \delta) \sin(\phi - \alpha)}{\cos(\theta + \delta) \cos(\theta - \alpha)}} \right\}^2} \\
 &= \frac{\cos^2(20^\circ - 0^\circ)}{\cos^2 0^\circ \cos(0^\circ + 13^\circ) \left\{ 1 + \sqrt{\frac{\sin(20^\circ + 13^\circ) \sin(20^\circ - 0^\circ)}{\cos(0^\circ + 13^\circ) \cos(0^\circ - 0^\circ)}} \right\}^2} \\
 &= 0.439
 \end{aligned}$$

○主働土圧 (P_A) P_A = 表面載荷重による土圧 (P_{A1}) + 背面土による土圧 (P_{A2})

$$P_{A1} = K_A \cdot q \cdot H = 0.439 \times 10 \times 3.5 = 15.365 \text{ kN}$$

$$P_{A2} = \frac{1}{2} \cdot K_A \cdot \gamma \cdot H^2 = \frac{1}{2} \times 0.439 \times 16 \times 3.5^2 = 43.022 \text{ kN}$$

$$P_A = 15.365 + 43.022 = 58.387 \text{ kN}$$

○表面載荷重及び背面土による土圧の水平分力

$$P_{A1H} = P_{A1} \cdot \cos(\theta + \delta) = 15.365 \times 0.974 = 14.966 \text{ kN}$$

$$P_{A2H} = P_{A2} \cdot \cos(\theta + \delta) = 43.022 \times 0.974 = 41.903 \text{ kN}$$

(2) 各荷重の作用位置及びモーメント

区 分	重 量(kN)			アーム(m)	モーメント(m)
鉛直力 (安定モーメント)	1	$0.2 \times 3.15 \times 24$	15.12	0.5	7.56
	2	$0.5 \times 0.15 \times 3.15 \times 24$	5.67	0.35	1.985
	3	$0.5 \times 0.25 \times 0.1 \times 24$	0.3	0.167	0.05
	4	$0.25 \times 0.25 \times 24$	1.5	0.125	0.188
	5	$0.35 \times 0.35 \times 24$	2.94	0.425	1.25
	6	$0.5 \times 2.5 \times 0.15 \times 24$	4.5	1.433	6.449
	7	$2.5 \times 0.2 \times 24$	12.0	1.85	22.2
	8	$0.5 \times 0.35 \times 0.35 \times 24$	1.47	0.717	1.054
	9	$0.35 \times 2.8 \times 16$	15.68	0.775	12.152
	10	$0.5 \times 0.35 \times 0.35 \times 16$	0.98	0.833	0.816
	11	$2.15 \times 3.15 \times 16$	108.36	2.025	219.429
	12	$0.5 \times 2.15 \times 0.15 \times 16$	2.58	2.383	6.148
q	10×2.5	25.0	1.85	46.25	
	計	$\Sigma V=196.1$		$\Sigma M_r=325.531$	
水平力 (転倒モーメント)	P_{A1H}		14.966	1.75	26.191
	P_{A2H}		41.903	1.167	48.901
	計	$\Sigma P_{AH}= 56.869$		$\Sigma M_O= 75.092$	
ΣM	合計				250.439

4 安定に対する検討

(1) 転倒に対する検討

A点より合力作用位置までの距離 (d)

$$d = \frac{\Sigma M_r - \Sigma M_o}{\Sigma V} = \frac{\Sigma M}{\Sigma V} = \frac{250.439}{196.1} = 1.277\text{m}$$

偏心距離 (e)

$$e = \frac{B}{2} - d = \frac{3.1}{2} - 1.277 = 0.273 < \frac{B}{6} = 0.517 \quad \text{O. K.}$$

安全率 (F)

$$F = \frac{M_r}{M_o} = \frac{325.531}{75.092} = 4.33 > 1.5 \quad \text{O. K.}$$

(2) 滑動に対する検討

滑動抵抗力 (R_H)

$$R_H = C A' + \Sigma V \tan \phi$$

$$A' = B - 2e = 3.1 - 2 \times 0.273 = 2.554$$

$$R_H = 20 \times 2.554 + 196.1 \times 0.364 = 122.46$$

安全率 (F)

$$F = \frac{R_H}{\Sigma P_{AH}} = \frac{122.46}{56.869} = 2.15 > 1.5 \quad \text{O. K.}$$

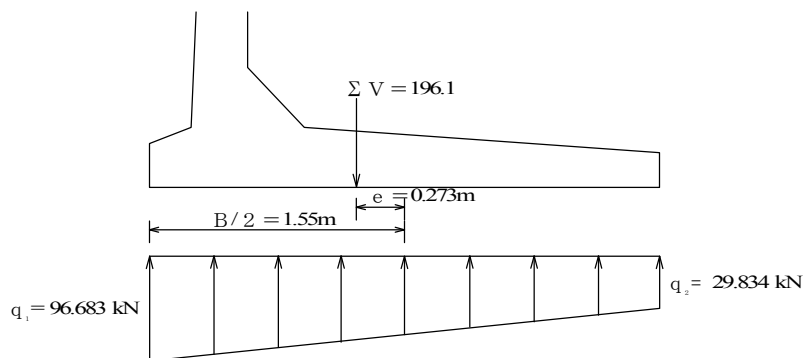
(3) 地盤反力に対する検討

地盤反力 (σ)

$$\frac{q_1}{q_2} = \frac{\Sigma V}{B} \left[1 \pm \frac{6e}{B} \right] = \frac{196.1}{3.1} \left[1 \pm \frac{6 \times 0.273}{3.1} \right]$$

$$= 96.683 \text{ kN/m}^2 \quad (q_{\max}) < 100 \text{ kN/m}^2 \quad \text{O. K.}$$

$$29.834 \text{ kN/m}^2 \quad (q_{\min})$$



5 部材応力度の検討

(1) 縦壁の検討

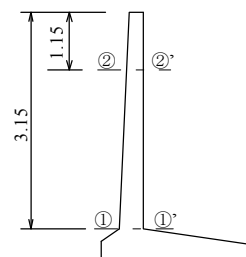
ア ①—①' 断面の検討

○土圧

$$P_{1H} = (K_A \cdot q \cdot h + \frac{1}{2} K_A \cdot \gamma \cdot h^2) \cdot \cos(\theta + \delta)$$

$$= (0.439 \times 10 \times 3.15 + \frac{1}{2} \times 0.439 \times 16 \times 3.15^2) \times 0.974$$

$$= (13.8 + 34.9) \times 0.974 = 47.41 \text{ kN}$$



○曲げモーメント

$$M_1 = K_A \cdot q \cdot h \cdot \cos(\theta + \delta) \cdot \frac{h}{2} + \frac{1}{2} \cdot K_A \cdot \gamma \cdot h^2 \cdot \cos(\theta + \delta) \cdot \frac{h}{3}$$

$$= 13.8 \times 0.974 \times \frac{3.15}{2} + 34.9 \times 0.974 \times \frac{3.15}{3}$$

$$= 56.86 \text{ kN} \cdot \text{m}$$

○鉄筋応力の検討

鉄筋量 $A_s = D16@150 = 1324 \text{ mm}^2$

$$d = \text{壁厚} - \text{かぶり厚} - \text{鉄筋径}/2 = 350 - 60 - 16/2 = 282 \text{ mm}$$

$$p = \frac{A_s}{b d} = \frac{1324}{1000 \times 282} = 0.0047$$

$$k = \sqrt{2 p n + (p n)^2} - p n \quad n = \frac{E_s}{E_c} = 15$$

$$= \sqrt{2 \times 0.0047 \times 15 + (0.0047 \times 15)^2} - 0.0047 \times 15 = 0.312$$

$$j = 1 - \frac{k}{3} = 1 - \frac{0.312}{3} = 0.896$$

$$\sigma_s = \frac{M}{A_s \cdot j \cdot d} = \frac{56.86 \times 10^6}{1324 \times 0.896 \times 282} = 169.96 \text{ N/mm}^2$$

$$< \sigma_{sa} = 196 \text{ N/mm}^2 \quad \text{O. K.}$$

○コンクリートの圧縮応力の検討

$$\sigma_c = \frac{2M}{k \cdot j \cdot b \cdot d^2} = \frac{2 \times 56.86 \times 10^6}{0.312 \times 0.896 \times 1000 \times 282^2} = 5.12 \text{ N/mm}^2$$

$$< \sigma_{ca} = 7 \text{ N/mm}^2 \quad \text{O. K.}$$

○コンクリートのせん断応力の検討

$$\tau = \frac{S}{b \cdot j \cdot d} = \frac{47.41 \times 10^3}{1000 \times 0.896 \times 282} = 0.19 \text{ N/mm}^2$$

$$< \tau_a = 0.7 \text{ N/mm}^2 \quad \text{O. K.}$$

イ ②-②' 断面の検討（擁壁全高さの約2/3の位置）

○土圧

$$P_{2H} = (0.439 \times 10 \times 1.15 + \frac{1}{2} \times 0.439 \times 16 \times 1.15^2) \times 0.974$$

$$= (5.049 + 4.645) \times 0.974 = 9.442 \text{ kN}$$

○曲げモーメント

$$M_2 = 5.049 \times 0.974 \times \frac{1.15}{2} + 4.645 \times 0.974 \times \frac{1.15}{3} = 4.562 \text{ kN} \cdot \text{m}$$

○鉄筋応力の検討

$$\text{鉄筋量 } A_s = D16@300 = 662 \text{ mm}^2 \quad d = 186 \text{ mm}$$

$$p = \frac{662}{1000 \times 186} = 0.0036$$

$$k = \sqrt{2 \times 0.0036 \times 15 + (0.0036 \times 15)^2} - 0.0036 \times 15 = 0.279$$

$$j = 1 - \frac{0.279}{3} = 0.907$$

$$\sigma_s = \frac{4.562 \times 10^6}{662 \times 0.907 \times 186} = 40.84 \text{ N/mm}^2$$

$$< \sigma_{sa} = 196 \text{ N/mm}^2 \quad \text{O. K.}$$

○コンクリートの圧縮応力の検討

$$\sigma_c = \frac{2 \times 4.562 \times 10^6}{0.279 \times 0.907 \times 1000 \times 186^2} = 1.042 \text{ N/mm}^2$$

$$< \sigma_{ca} = 7 \text{ N/mm}^2 \quad \text{O. K.}$$

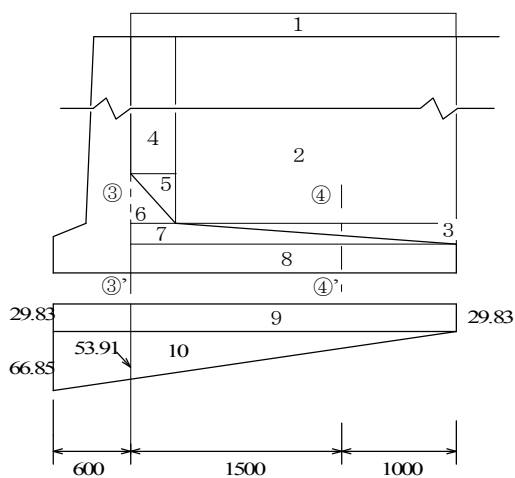
○コンクリートのせん断応力の検討

$$\tau = \frac{9.422 \times 10^3}{1000 \times 0.907 \times 186} = 0.056 \text{ N/mm}^2$$

$$< \tau_a = 0.7 \text{ N/mm}^2 \quad \text{O. K.}$$

(2) 底版の検討

ア ③—③' 断面の検討



区 分	荷 重 (kN)			アーム (m)	モーメント (m)
自 重	1	10×2.5	25	1.25	31.25
	2	2.15×3.15×16	108.36	1.425	154.413
	3	0.5×2.15×0.15×16	2.58	1.783	4.6
	4	0.35×2.8×16	15.68	0.175	2.744
	5	0.5×0.35×0.35×16	0.98	0.233	0.228
	6	0.5×0.35×0.35×24	1.47	0.117	0.172
	7	0.5×2.5×0.15×24	4.5	0.833	3.749
	8	2.5×0.2×24	12	1.25	15
	合計	Σ V = 170.57		Σ M _v = 212.156	
反 力	9	2.5×29.834	74.585	1.25	93.231
	10	0.5×2.5×53.91	67.388	0.833	56.134
	合計	Σ Q = 141.97		Σ M _q = 149.365	

$$S = \Sigma V - \Sigma Q = 170.57 - 141.97 = 28.6 \text{ kN}$$

$$M = \Sigma M_v - \Sigma M_q = 212.156 - 149.365 = 62.79 \text{ kN} \cdot \text{m}$$

○鉄筋応力の検討

$$\text{鉄筋量 } A_s = D16@150 = 1324 \text{ mm}^2 \quad d = 282 \text{ mm}$$

$$p = \frac{1324}{1000 \times 282} = 0.0047$$

$$k = \sqrt{2 \times 0.0047 \times 15 + (0.0047 \times 15)^2} - 0.0047 \times 15 = 0.312$$

$$j = 1 - \frac{0.312}{3} = 0.896$$

$$\sigma_s = \frac{62.79 \times 10^6}{1324 \times 0.896 \times 282} = 187.69 \text{ N/mm}^2$$

$$< \sigma_{sa} = 196 \text{ N/mm}^2$$

O. K.

○コンクリートの圧縮応力の検討

$$\sigma_c = \frac{2 \times 62.79 \times 10^6}{0.312 \times 0.896 \times 1000 \times 282^2} = 5.649 \text{ N/mm}^2$$

$$< \sigma_{ca} = 7 \text{ N/mm}^2 \quad \text{O. K.}$$

○コンクリートのせん断応力の検討

$$\tau = \frac{28.6 \times 10^3}{1000 \times 0.896 \times 282} = 0.11 \text{ N/mm}^2$$

$$< \tau_a = 0.7 \text{ N/mm}^2 \quad \text{O. K.}$$

イ ④—④' 断面の検討（底版前端より底版幅の約 2/3 の位置）

区 分	荷 重 (kN)			アーム (m)	モーメント (m)
自 重	1	1×10	10	0.5	5
	2	1×3.24×16	51.84	0.5	25.92
	3	0.5×1×0.06×16	0.48	0.667	0.32
	4	0.5×1×0.06×24	0.72	0.333	0.24
	5	1×0.2×24	4.8	0.5	2.4
	合計	$\Sigma V = 67.84$		$\Sigma M_v = 33.88$	
反 力	6	1.0×29.834	29.83	0.5	14.915
	7	0.5×1.0×21.56	10.78	0.333	3.59
	合計	$\Sigma Q = 40.61$		$\Sigma M_q = 18.505$	

$$S = \Sigma V - \Sigma Q = 67.84 - 40.61 = 27.23 \text{ kN}$$

$$M = \Sigma M_v - \Sigma M_q = 33.88 - 18.51 = 15.37 \text{ kN} \cdot \text{m}$$

○鉄筋応力の検討

$$\text{鉄筋量 } A_s = D16@300 = 662 \text{ mm}^2 \quad d = 192 \text{ mm}$$

$$p = \frac{662}{1000 \times 192} = 0.0034$$

$$k = \sqrt{2 \times 0.0034 \times 15 + (0.0034 \times 15)^2} - 0.0034 \times 15 = 0.272$$

$$j = 1 - \frac{0.272}{3} = 0.909$$

$$\sigma_s = \frac{15.37 \times 10^6}{662 \times 0.909 \times 192} = 133.03 \text{ N/mm}^2$$

$$< \sigma_{sa} = 196 \text{ N/mm}^2 \quad \text{O. K.}$$

○コンクリートの圧縮応力の検討

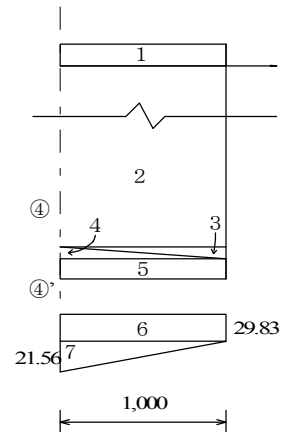
$$\sigma_c = \frac{2 \times 15.37 \times 10^6}{0.272 \times 0.909 \times 1000 \times 192^2} = 3.373 \text{ N/mm}^2$$

$$< \sigma_{ca} = 7 \text{ N/mm}^2 \quad \text{O. K.}$$

○コンクリートのせん断応力の検討

$$\tau = \frac{27.23 \times 10^3}{1000 \times 0.909 \times 192} = 0.156 \text{ N/mm}^2$$

$$< \tau_a = 0.7 \text{ N/mm}^2 \quad \text{O. K.}$$



第3章 横浜市宅地造成等規制法施行細則

制 定 昭和 37 年 7 月 31 日 規則第 56 号
最近改正 平成 24 年 8 月 3 日 規則第 72 号

(趣旨)

第1条 宅地造成等規制法(昭和 36 年法律第 191 号。以下「法」という。)の施行については、法、宅地造成等規制法施行令(昭和 37 年政令第 16 号。以下「政令」という。)及び宅地造成等規制法施行規則(昭和 37 年建設省令第 3 号。以下「省令」という。)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(身分証明書の様式)

第2条 法第 6 条第 1 項(法第 18 条第 2 項(法第 23 条において準用する場合を含む。))及び法第 20 条第 3 項において準用する場合を含む。))及び第 2 項(法第 20 条第 3 項において準用する場合を含む。))に規定する身分証明書の様式は、第 1 号様式による。

第3条及び第4条 削除

(許可工事廃止の届出)

第5条 法第 8 条第 1 項本文の規定による許可を受けた工事(以下「許可工事」という。)の造成主は、当該工事を廃止しようとするときは、第 4 号様式による廃止届を市長に提出しなければならない。

(不許可通知書の様式)

第6条 法第 10 条第 2 項の規定による不許可の通知は、第 5 号様式による不許可通知書によって行なう。

(協議の申出)

第7条 法第 11 条の規定により市長と協議を行おうとする者は、第 6 号様式による協議申出書の正本及び副本に、省令第 4 条に規定する図面を添えて、市長に申し出るものとする。

2 市長は、前項の規定による申出を受けた場合においては、遅滞なく当該協議に応じ、適当と認めたときは、前項の協議申出書の副本の同意通知欄に所要の記載をしたものによって通知する。

(工事の着手届)

第8条 許可工事の造成主は、当該工事に着手しようとするときは、工事の現場管理者を定め、第 6 号様式の 2 による着手届によりその旨を市長に届け出なければならない。

(工事現場における許可の表示)

第9条 許可工事の工事施行者は、当該工事現場の見やすい場所に、当該工事が法の規定による許可を受けたものであることを、第 7 号様式による標識によって表示しなければならない。

2 前項の規定は、法第 15 条第 1 項又は第 2 項の規定する工事について準用する。

3 許可工事の工事施行者は、第 1 項の標識に記載した事項を変更した場合は、速やかにその標識を訂正しなければならない。

(工程報告等)

第9条の2 市長は、許可工事について、必要があると認めるときは、次の表の左欄に掲げる工事区分に応じ、当該右欄の工程の全部又は一部を指定し、工事施行者に対して、あらかじめその指定した工程に達する旨を届け出させることができる。

工事区分	工程
1 擁壁工事 (高さ3メートル以下の擁壁の工事を除く。)	(1) 根切を完了したとき。 (2) 基礎配筋を完了したとき。 (3) 壁配筋を完了したとき。 (4) 練積み造擁壁を、その前面地盤の高さまで築造したとき。 (5) 練積み造擁壁を、下端から3分の1の高さまで築造したとき。 (6) その他市長が必要と認める工程
2 盛土工事	(1) 多孔管を敷設したとき。 (2) 軟弱な地盤改良等の工事を行ったとき。 (3) 急傾斜面の段切を行ったとき。 (4) その他市長が必要と認める工程
3 排水施設工事	(1) 主要な暗渠を敷設したとき。 (2) 軟弱な地盤における排水施設の基礎の工事を行ったとき。 (3) その他市長が必要と認める工程

2 前項の規定による届出があったときは、市長は、当該工事について検査を行うことができる。

3 工事施行者は、第1項の規定により指定された工程に達したときは、その都度、工事部分の位置及び施行状況を撮影年月日が明示できる方法で撮影し、資料として整備しておかなければならない。

(工事の一部完了検査)

第10条 許可工事の造成主は、当該工事の一部が完了した場合には、当該完了部分について、その範囲を明示した図面を添えて、第8号様式による一部完了検査申請書により市長に工事の一部完了検査を申請することができる。

2 市長は、前項の規定により検査の申請を受けた場合において、当該工事が、次の各号に掲げる事由に該当すると認めたときは、その申請に係る工事について検査をすることができる。

(1) 当該工事に係る宅地が分割のできるものであり、そのおのおのが独立して宅地の用に供しうるものであること。

(2) 分割によって他の宅地の災害防止の支障とならないこと。

3 市長は、前項の規定により検査を行った場合において、当該工事が法第9条第1項の規定に適合していると認めたときは、第9号様式による一部完了検査済証を造成主に交付する。

4 前項の規定により一部完了検査済証の交付を受けた造成主は、その検査現場の見やすい場所に、その旨を第10号様式による標識によって表示しなければならない。

(変更の許可申請書の様式等)

第11条 省令第25条に規定する申請書は、第11号様式による変更許可申請書とする。

2 法第12条第3項において準用する法第10条第2項の規定による許可工事の計画の変更の許可の通知は、前項の変更許可申請書の副本の変更許可通知欄に所要の記載をしたものによって行う。

(変更の不許可の通知の様式)

第12条 法第12条第3項において準用する法第10条第2項の規定による許可工事の計画の変更の不許可の通知は、第12号様式による変更不許可通知書によって行う。

(軽微な変更の届出の様式)

第13条 法第12条第2項に規定する届出は、第13号様式による変更届出書により行わなければならない。

(変更の協議の申出)

第14条 法第12条第3項において準用する法第11条の規定により市長と変更の協議を行おうとする者は、第14号様式による変更協議申出書の正本及び副本に、省令第4条に規定する図面を添えて、市長に申し出るものとする。

2 第7条第2項の規定は、前項の規定による申出を受けた場合について準用する。

(公告の方法)

第15条 法第14条第5項(法第17条第3項及び法第22条第3項において準用する場合を含む。)の規定による公告は、横浜市報に登載して行う。ただし、緊急の必要により横浜市報に登載して行うことができないときは、市役所及び市所属公署の掲示場に掲示して行うことができる。

2 前項の規定による公告には、次に掲げる事項を掲載する。

- (1) 市長またはその命じた者もしくは委任した者の住所及び氏名
- (2) 措置を行なう日及び場所
- (3) 措置の内容
- (4) 措置に要する経費(概算)
- (5) 前各号のほか必要な事項

(届出工事廃止の届出)

第16条 第5条の規定は、法第15条第1項又は第2項の規定により届出をした者が当該届出に係る工事を廃止しようとする場合について準用する。

(排水施設の位置)

第17条 政令第13条の規定に基づき設置すべき排水施設の位置は、原則として、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 切土又は盛土をした土地の部分に生ずることとなる崖(擁壁で覆われた崖含む。)の下端の部分
- (2) 道路となるべき土地の側辺の部分
- (3) 切土をした土地の部分で、湧水または湧水のおそれのある場所
- (4) 盛土をすることとなる土地で、雨水その他の地表水の集中する部分及び湧水のある部分
- (5) 前各号のほか、雨水その他の地表水をすみやかに排除する必要がある土地の部分

(排水施設の構造)

第18条 前条の排水施設の構造は、同条各号に掲げる排水施設の位置に応じ、その排除すべき雨水その他の地表水を支障なく流下させることができるものとし、政令第13条各号に定めるもののほか、次の技術上の基準によらなければならない。

- (1) 排水施設の断面積は、別表に掲げる数値及び算式により算定した最大計画雨水流出量を支障なく流下させることができるものとする。
- (2) 排水施設の接合部分は、セメントまたはモルタル等により堅固に接合すること。
- (3) 道路となるべき部分に設置することとなる排水施設は、日本工業規格該当品またはそれと同等以上の強度を有する材料を使用し、砂利及びコンクリート等により基礎をほどこすこと。
- (4) 暗渠を道路となるべき部分に埋設する場合においては、その頂部と地盤面との距離は、1.2メートル以上とすること。ただし、市長が特に認めた場合においては、この限りでない。
- (5) 前号ただし書の場合においては、暗渠に損傷を与えることを防止するため必要な措置をとること。

- (6) 流水の方向又は勾配が著しく変化する箇所には円型又は角型のますを設置するものとし、当該ますの内法幅は、45センチメートル以上とすること。

別表(第18条第1号)

$$Q = 1 / 360 \cdot C \cdot I \cdot A$$

(備考)

- 1 Q及びAは、それぞれ次の数値を表すものとする。

Q：最大計画雨水流出量 (m³/sec)

A：排水面積 (ha)

- 2 Cは、流出係数を表すものとし、用途地域等ごとに次表のとおりとする。

なお、当該用途地域等が混在する場合は、当該用途地域等ごとの面積の加重平均を用いて求めた係数を流出係数とする。

用途地域等	流出係数
第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域又は準住居地域	0.70
近隣商業地域又は商業地域	0.80
準工業地域、工業地域又は工業専用地域	0.60
市街化調整区域	0.40

- 3 Iは、流達時間内の降雨強度を表すものとし、第1号又は第2号に定めるとおりとする。

- (1) 自然排水区域（次号に規定するポンプ排水区域以外の自然流下による排水が可能な区域をいう。）

$$I = 880 / (t^{0.65} + 4.4)$$

- (2) ポンプ排水区域（下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項の規定により定められた横浜市公共下水道事業計画で定めるポンプによる強制的な排水を要する区域をいう。）

$$I = 1,452 / (t^{0.70} + 7.5)$$

- (3) 前2号のI及びtは、それぞれ次の数値を表すものとする。

I：流達時間内の降雨強度 (mm/hr)

t：流達時間 (min)

$$t = t_e + \sum [L_i / (60 \cdot V_i)]$$

t_e ：流入時間 (5分)

L_i ：管渠延長 (m)

V_i ：設計流速 (m/sec)

第4章 様式等

番 号	様 式 の 名 称	掲載ページ
1	<u>宅地造成に関する工事の許可申請書</u>	135
2	<u>宅地造成に関する工事の許可通知書</u>	137
3	<u>宅地造成に関する工事の変更許可申請書</u>	139
4	<u>宅地造成に関する工事の変更許可通知書</u>	141
5	<u>宅地造成に関する工事の協議申出書</u>	143
6	<u>宅地造成に関する工事の同意通知書</u>	145
7	<u>宅地造成に関する工事の変更協議申出書</u>	147
8	<u>宅地造成に関する工事の変更同意通知書</u>	149
9	図書目次	151
10	宅地造成に関する工事の着手届	152
11	宅地造成に関する工事の完了検査申請書	153
12	宅地造成に関する工事の一部完了検査申請書	154
13	宅地造成に関する工事の報告書	155
14	宅地造成に関する工事の変更届出書	156
15	宅地造成に関する工事の廃止届	157
16	宅地造成に関する工事の許可申請の取下届	158
17	造成工事に関する事前協議願	159
18	実務従事証明書	160

※ 注意

- 1 様式のサイズは、全てA4です。
- 2 申請書並びに許可通知書及び申出書並びに同意通知書（番号1～8）は、複数ページとなっていますので、両面印刷してください。
- 3 アンダーラインのある様式は、坪量 209 g/m²程度、0.24mm 程度の厚みのある紙に印刷して使用してください。もしくは、同程度の厚みの紙に様式の写しを貼り付けて使用してください。

宅地造成等規制法第8条第1項本文の規定による許可を申請します。 年 月 日 (申請先) 横浜市長 申請者 住 所 氏 名 電 話 ()					※ 手 数 料 欄	
1 造成主住所氏名		電話 ()				
2 設計者住所氏名		(申告番号) 電話 ()				
3 工事施行者住所氏名		電話 ()				
4 宅地の所在及び地番		横浜市 区				
5 宅地の面積		㎡				
工 事 の 概 要	イ 切土又は盛土をする土地の面積	㎡				
	ロ 切土又は盛土の土量	切 土	㎡	盛 土	㎡	
	ハ 擁 壁	番 号	構 造	高 さ	延 長	
				m	m	
	別 紙 の 通 り					
	ニ 排 水 施 設	番 号	種 類	内 法 寸 法	延 長	
				cm	m	
	別 紙 の 通 り					
	ホ 崖面の保護の方法					
	ヘ 工事中の危害防止のため措置					
ト その他の措置						
チ 工事着手予定年月日	年 月 日 (許可の日より 日以内)					
リ 工事完了予定年月日	年 月 日 (許可の日より ヶ月以内)					
ヌ 工程の概要						
7 その他必要な事項						

平成 年 月 日	※	※ 決 裁 欄				※ 受 付 番 号
	正副照合済				課 員	
	申請者印					
		※許可に当たって付けた条件	別紙条件の通り	※許可番号欄	平成 年 月 日 第 規 号	

[注意]

- 1 本申請に係る宅地造成に関する工事が都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項又は第 2 項の開発許可を要するものである場合には、開発許可を受けることにより宅地造成等規制法第 8 条第 1 項本文の許可は不要となります。
- 2 ※印のある欄は記入しないでください。
- 3 2 欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含む場合には、○印を附し、かつ、資格を有することを証明するに足る資料を本申請書に添付してください。
- 4 3 欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。
- 5 7 欄は、宅地造成に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続きの状況を記入してください。

※ 許 可 番 号 欄			
平成	年	月	日
第	規		号

副

宅地造成に関する工事の許可通知書

様式第二

※ 許 可 通 知 欄	年 月 日に申請のありました宅地造成に関する工事（受付番号第 規 号）の施行については、次の条件を付けて許可しましたので、宅地造 成等規制法第10条第2項の規定により通知します。					
	横浜市 指令第 規 号 年 月 日 横浜市長					
	許 可 条 件 別 紙 の と お り					
1	造成主住所氏名		電話 ()			
2	設計者住所氏名		(申告番号) 電話 ()			
3	工事施行者住所氏名		電話 ()			
4	宅地の所在及び地番		横浜市 区			
5	宅地の面積		m ²			
6 工 事 の 概 要	イ	切土又は盛土をする 土地の面積	m ²			
	ロ	切土又は盛土の土量	切 土	m ³	盛 土	m ³
	ハ	擁 壁	番 号	構 造	高 さ	延 長
					m	m
	別 紙 の 通 り					
	ニ	排 水 施 設	番 号	種 類	内法寸法	延 長
					cm	m
	別 紙 の 通 り					
	ホ	崖面の保護の方法				
	ヘ	工事中の危害防止の ための措置				
	ト	その他の措置				
	チ	工事着手予定年月日	年 月 日（許可の日より 日以内）			
リ	工事完了予定年月日	年 月 日（許可の日より ヶ月以内）				
ヌ	工程の概要					
7	その他必要な事項					

〔注意〕

- 1 本申請に係る宅地造成に関する工事が都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項又は第 2 項の開発許可を要するものである場合には、開発許可を受けることにより宅地造成等規制法第 8 条第 1 項本文の許可は不要となります。
- 2 ※印のある欄は記入しないでください。
- 3 2 欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含む場合には、○印を付し、かつ、資格を有することを証明するに足る資料を本申請書に添付してください。
- 4 3 欄は、未定のときは、後で定めてから工事着手前に届け出てください。
- 5 7 欄は、宅地造成に関する工事を施工することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続きの状況を記入してください。

宅地造成に関する工事の許可通知書に関する教示について

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、横浜市（代表者 横浜市長）に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、横浜市（代表者 横浜市長）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記 1 の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

- 3 上記 1 及び 2 の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

(正) 宅地造成に関する工事の変更許可申請書

年 月 日

(申請先)

横浜市長

申請者 住 所

氏 名

(印)

(法人の場合は、名称・代表者の氏名)

電 話

宅地造成等規制法第 12 条第 1 項の規定による許可を申請します。

1	造成主住所氏名	電話 ()				
2	設計者住所氏名	(申告番号) 電話 ()				
3	工事施行者住所氏名	電話 ()				
4	宅地の所在及び地番	横浜市 区				
5	宅地の面積	m ²				
工 事 の 概 要	(1) 切土又は盛土をする 土地の面積	m ²				
	(2) 切土又は盛土の土量	切 土	m ³			
		盛 土	m ³			
	(3) 擁 壁	番 号	構 造	高 さ	延 長	
				m	m	
		☐ 別 紙 の と お り				
	(4) 排 水 施 設	番 号	種 類	内 法 寸 法	延 長	
				cm	m	
		☐ 別 紙 の と お り				
	(5) 崖面の保護の方法					
要	(6) 工事中の危害防止 のための措置					
	(7) その他の措置					
7	宅地造成の元許可年月日 及び許可番号	年 月 日 第 規 号				
8	その他の必要な事項					
※ 受付欄	※ 手数料欄	※ 決 裁 欄				
		※ 許可に当たって付けた条件				
		別 紙 の と お り				
		※ 許可年月日及び許可番号欄				
		年 月 日 号				
		第 規 変 号				
		※ 照 合 済 年 月 日				
		申請者印				

許可を受けた 宅地面積		m ²	変更申請をしている 宅地面積		m ²
変更項目	☐ 地盤 ☐ 崖面 ☐ 擁壁 ☐ 排水施設 ☐ その他				
変更内容					

(注意)

- 1 ※印のある欄は、記入しないでください。
- 2 氏名を自署した場合は、押印の必要はありません。
- 3 2欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含む場合には、○印を付け、かつ、資格を有することを証明するに足る資料をこの申請書に添付してください。
- 4 3欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。
- 5 8欄は、宅地造成に関する工事の計画の変更に伴い、他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。

（副） 宅地造成に関する工事の変更許可通知書

※ 変 更 許 可 通 知 欄	年 月 日に申請のありました宅地造成に関する工事の計画の変更（受付番号第 規変 号）については、次の条件を付けて許可しましたので、宅地造成等規制法第 12 条第 3 項において準用する同法第 10 条第 2 項の規定により通知します。				
	横浜市 指令第 規変 号 年 月 日 横浜市長 印				
1	許 可 条 件	別 紙 の と お り			
2	造 成 主 住 所 氏 名	電話 ()			
3	設 計 者 住 所 氏 名	(申告番号) 電話 ()			
4	工 事 施 行 者 住 所 氏 名	電話 ()			
5	宅 地 の 所 在 及 び 地 番	横浜市 区			
6	宅 地 の 面 積	m ²			
工 事 の 概 要	7	(1) 切土又は盛土をする 土 地 の 面 積	m ²		
	(2) 切土又は盛土の土量	切 土	m ³		
		盛 土	m ³		
	(3) 擁 壁	番 号	構 造	高 さ	延 長
				m	m
	(4) 排 水 施 設	□ 別 紙 の と お り			
		番 号	種 類	内 法 寸 法	延 長
	(5) 崖面の保護の方法			cm	m
		□ 別 紙 の と お り			
	(6) 工事中の危害防止 の た め の 措 置				
(7) そ の 他 の 措 置					
8	宅地造成の元許可年月日 及 び 許 可 番 号	年 月 日 第 規 号			
9	そ の 他 必 要 な 事 項				

(注意)

- 1 4 欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。
- 2 9 欄は、宅地造成に関する工事の計画の変更に伴い、他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続きの状況を記入してください。

宅地造成に関する工事の変更許可通知書に関する教示について

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、横浜市（代表者 横浜市長）に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、横浜市（代表者 横浜市長）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

- 3 上記1及び2の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

(正) 宅地造成に関する工事の協議申出書

年 月 日

(申出先)

横浜市長

申出者 住 所

氏 名

印

(法人の場合は、名称・代表者の氏名)

宅地造成等規制法第11条の規定による協議を申し出ます。

1 造成主住所氏名		電話 ()				
2 設計者住所氏名		(申告番号) 電話 ()				
3 工事施行者住所氏名		電話 ()				
4 宅地の所在及び地番		横浜市 区				
5 宅地の面積		m ²				
工 事 の 概 要	(1) 切土又は盛土をする 土地の面積	m ²				
	(2) 切土又は盛土の土量	切 土	m ³			
		盛 土	m ³			
	(3) 擁 壁	番 号	構 造	高 さ	延 長	
				m	m	
	(4) 排 水 施 設	□ 別 紙 の と お り				
		番 号	種 類	内 法 寸 法	延 長	
				cm	m	
	(5) 崖面の保護の方法	□ 別 紙 の と お り				
	(6) 工事中の危害防止の ための措置					
(7) その他の措置						
(8) 工事着手予定年月日	年 月 日 (協議成立の日から 日以内)					
(9) 工事完了予定年月日	年 月 日 (協議成立の日から 箇月以内)					
(10) 工 程 の 概 要						
7 その他必要な措置						
※ 受付欄	※ 決 裁 欄					※ 協議成立番号欄
						年 月 日
						第 規 号
	※ 協議成立に当たって付けた条件					※ 照合済 年 月 日
	別 紙 の と お り					申出者印

(注意)

- 1 ※印の欄は、記入しないでください。
- 2 2 欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含む場合には、○印を付け、かつ、資格を有することを証明するに足る資料をこの申出書に添付してください。
- 3 3 欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。
- 4 7 欄は、宅地造成に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。

（副） 宅地造成に関する工事の同意通知書

※ 同 意 通 知 欄	年 月 日に申出のありました宅地造成に関する工事（受付番号第 規 号）については、次の条件を付けて同意しましたので通知します。				
	協議成立番号 第 規 号 年 月 日 横浜市長 印				
1	同 意 条 件	別 紙 の と お り			
2	造 成 主 住 所 氏 名	電話 ()			
3	設 計 者 住 所 氏 名	(申告番号) 電話 ()			
4	工 事 施 行 者 住 所 氏 名	電話 ()			
5	宅 地 の 所 在 及 び 地 番	横浜市 区			
6	宅 地 の 面 積	m ²			
7 工 事 の 概 要	(1) 切土又は盛土をする 土 地 の 面 積	m ²			
	(2) 切土又は盛土の土量	切 土	m ³		
		盛 土	m ³		
	(3) 擁 壁	番 号	構 造	高 さ	延 長
				m	m
	☐ 別 紙 の と お り				
	(4) 排 水 施 設	番 号	種 類	内 法 寸 法	延 長
				cm	m
	☐ 別 紙 の と お り				
	(5) 崖面の保護の方法				
(6) 工事中の危害防止の た め の 措 置					
(7) そ の 他 の 措 置					
(8) 工事着手予定年月日	年 月 日（協議成立の日から 日以内）				
(9) 工事完了予定年月日	年 月 日（協議成立の日から 箇月以内）				
(10) 工 程 の 概 要					
8	そ の 他 必 要 な 措 置				

(注意)

- 1 4 欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。
- 2 8 欄は、宅地造成に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。

(正) 宅地造成に関する工事の変更協議申出書

年 月 日

(申出先)

横浜市長

申請者 住 所

氏 名

⑨

(法人の場合は、名称・代表者の氏名)

宅地造成等規制法第12条第3項において準用する同法第11条の規定による変更の協議を
申し出ます。

1 造成主住所氏名		電話 ()				
2 設計者住所氏名		(申告番号) 電話 ()				
3 工事施行者住所氏名		電話 ()				
4 宅地の所在及び地番		横浜市 区				
5 宅地の面積		㎡				
工 事 の 概 要	(1) 切土又は盛土をする 土地の面積	㎡				
	(2) 切土又は盛土の土量	切 土	㎡			
		盛 土	㎡			
	(3) 擁 壁	番 号	構 造	高 さ	延 長	
				m	m	
	☐ 別紙のとおり					
	(4) 排水施設	番 号	種 類	内 法 寸 法	延 長	
				cm	m	
	☐ 別紙のとおり					
	(5) 崖 ^{がけ} 面の保護の方法					
(6) 工事中の危害防止の ための措置						
(7) その他の措置						
7 その他必要な措置						
※ 受付欄		※ 決 裁 欄			※ 協議成立番号欄	
						年 月 日
						第 規 変 号
		※ 協議成立に当たって付けた条件			※照合済 年 月 日	申出者印
		別 紙 の と お り				

同意を受けた 宅地面積		m ²	変更申出をしている 宅地面積	m ²
変更項目	☐ 地盤 ☐ 崖面 ☐ 擁壁 ☐ 排水施設 ☐ その他			
変更内容				

(注意)

- 1 ※印のある欄は、記入しないでください。
- 2 2 欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含む場合には、○印を付け、かつ、資格を有することを証明するに足る資料をこの申出書に添付してください。
- 3 3 欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。
- 4 7 欄は、宅地造成に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。

(副) 宅地造成に関する工事の変更同意通知書

※ 変 更 同 意 通 知 欄	年 月 日に申出のありました宅地造成に関する工事の計画の変更（受 付番号第 規変 号）については、次の条件を付けて同意しましたので通 知します。					
	協議成立番号 第 規変 号 年 月 日 横浜市長 印					
1	同意条件		別紙のとおり			
2	造成主住所氏名		電話 ()			
3	設計者住所氏名		(申告番号) 電話 ()			
4	工事施行者住所氏名		電話 ()			
5	宅地の所在及び地番		横浜市 区			
6	宅地の面積		m ²			
工 事 の 概 要	(1)	切土又は盛土をする 土地の面積	m ²			
			m ³			
	(2)	切土又は盛土の土量	切 土	m ³		
			盛 土	m ³		
	(3)	擁 壁	番 号	構 造	高 さ	延 長
					m	m
	(4)	排 水 施 設	□ 別 紙 の と お り			
			番 号	種 類	内 法 寸 法	延 長
					cm	m
			□ 別 紙 の と お り			
(5)	崖面の保護の方法					
(6)	工事中の危害防止の ための措置					
(7)	その他の措置					
8	その他必要な措置					

(注意)

- 1 4 欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。
- 2 8 欄は、宅地造成に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。

図 書 目 次

図 書 番 号	枚 数	図 書 の 名 称	備 考
1		図 書 目 次	
2		位 置 図	
3		現 況 図	
4		造 成 計 画 平 面 図	
5		造 成 計 画 断 面 図	
6		排 水 施 設 計 画 平 面 図	
7		崖 の 断 面 図	
8		擁 壁 の 配 置 図	
9		擁 壁 の 展 開 図	
10		擁 壁 の 構 造 図	
11		排 水 施 設 の 構 造 図	
12		求 積 図	
13		公 図 の 写 し	
		その他必要な図書 地 盤 調 査 報 告 書	
		その他必要な図書 擁 壁 の 構 造 計 算 書	
		その他必要な図書 防 災 計 画 書	
		その他必要な図書 土 砂 の 搬 出 入 関 係 資 料	
		その他必要な図書	
		その他必要な図書	
		その他必要な図書	
		その他必要な図書	

- (注) 1 不用な図書の名称は抹消してください。
 2 提出する図書に図書番号を付してください。
 3 その他の図書について記載するときは、空欄を利用してください。

宅地造成に関する工事の着手届

年 月 日

（届出先）
横浜市長

造成主 住 所
氏 名

印

（法人の場合は、名称・代表者の氏名）

電 話 （ ）

横浜市宅地造成等規制法施行細則第8条の規定により次のとおり届け出ます。

許 可 番 号	第 規 号
許 可 年 月 日	年 月 日
宅 地 の 所 在 及 び 地 番	区
工事施行者の住所・氏名	電話
着 手 予 定 年 月 日	年 月 日
完 了 予 定 年 月 日	年 月 日
現場管理者の住所・氏名	電話

（注意）氏名を自署した場合は、押印の必要はありません。

宅地造成に関する工事の完了検査申請書

年 月 日

（申請先）
横浜市長

造成主 住 所
氏 名 ⑩
（法人の場合は、名称・代表者の氏名）
電 話 （ ）

宅地造成等規制法第 13 条第 1 項の規定による検査を申請します。

1 工事完了年月日	年 月 日
2 許 可 番 号	第 規 号
3 許 可 年 月 日	年 月 日
4 工事をした土地 の所在及び地番	区
5 工 事 施 行 者 住 所 ・ 氏 名	
6 備 考	

- （注意） 1 氏名を自署した場合は、押印の必要はありません。
2 案内図及び造成計画平面図を添付してください。

宅地造成に関する工事の一部完了検査申請書

年 月 日

（申請先）
横浜市長

造成主 住 所
氏 名 ⑩
（法人の場合は、名称・代表者の氏名）
電 話 （ ）

横浜市宅地造成等規制法施行細則第10条第1項の規定による検査を申請します。

1 工事の一部完了年月日	年 月 日	
2 許 可 番 号	第 規 号	
3 許 可 年 月 日	年 月 日	
4 工事をした土地の 所 在 及 び 地 番	区	
5 工事をした宅地の 面 積	全 体 の 面 積	m ²
	今 回 完 了 し た 工 区 名 ・ 面 積	第 工区 m ²
6 工 事 施 行 者 の 住 所 ・ 氏 名		

- （注意）
- 1 氏名を自署した場合は、押印の必要はありません。
 - 2 案内図及び造成計画平面図を添付してください。
 - 3 一部完了検査申請箇所図を添付してください。

宅地造成に関する工事の報告書

年 月 日

(報告先)

横浜市長

報告者 住 所

氏 名

印

(法人の場合は、名称・代表者の氏名)

電 話 ()

上記の宅地造成に関する工事が許可の通り完成しましたので、次の資料を添付し報告します。

1 工事完了年月日	年 月 日
2 許 可 番 号	第 規 号
3 許 可 年 月 日	年 月 日
4 工事をした土地 の所在及び地番	区
5 工 事 施 行 者 住 所 ・ 氏 名	
6 工事の施工期間	(1) 着手 年 月 日 (2) 完了 年 月 日
7 提 出 資 料	(1) 写真の撮影箇所を明示した造成計画平面図 (2) 施行の状況を撮影した写真アルバム (A 4 判) (3) その他
6 備 考	

(注意) 氏名を自署した場合は、押印の必要はありません。

宅地造成に関する工事の変更届出書

年 月 日

（届出先）
横浜市長

造成主 住 所
氏 名 ⑩
（法人の場合は、名称・代表者の氏名）
電 話 （ ）

宅地造成等規制法第 12 条第 2 項の規定に基づき、宅地造成に関する工事の変更について、次のとおり届け出ます。

〔許可〕 〔協議成立〕	番 号	第 規 号	
〔許可〕 〔協議成立〕	年 月 日	年 月 日	
宅 地 の 所 在 及 び 地 番	区		
変 更 に 係 る 事 項	変 更 前	変 更 後	
1 造成主 2 設計者 3 工事施工者	} の 住 所 及 び 氏 名		
4 工事の着手予定年月日			
5 工事の完了予定年月日			
変 更 の 理 由			
※ 受 付 処 理 欄			

- （注意） 1 ※印のある欄は、記載しないでください。
2 氏名を自署した場合は、押印の必要はありません。
3 造成主の名義変更の場合の届出者は、旧造成主です。

宅地造成に関する工事の廃止届

年 月 日

(届出先)
横浜市長

造成主 住 所
氏 名 ⑩
(法人の場合は、名称・代表者の氏名)
電 話 ()

横浜市宅地造成等規制法施行細則第5条の規定により次のとおり届け出ます。

1 許可番号及び 許可年月日	第 規 号 年 月 日	
2 宅地の所在 及び地番	区	
3 廃止の理由		
4 廃止時の 工事状況		
※ 経 由	※ 受 付 欄	※ 処 理 欄

- (注意)
- ※印のある欄は、記載しないでください。
 - 氏名を自署した場合は、押印の必要はありません。
 - 許可通知書を御持参ください。

宅地造成に関する工事の許可申請の取下届

年 月 日

(届出先)

横浜市長

造成主 住 所

氏 名 ⑩

(法人の場合は、名称・代表者の氏名)

電 話 ()

宅地造成に関する工事の許可申請を取り下げますので、次のとおり届け出ます。

1 受 付 番 号	第 規 号
2 受 付 年 月 日	年 月 日
3 宅 地 の 所 在 及 び 地 番	区
4 取下げの理由	
※ 受 付 処 理 欄	

(注意) 1 ※印の欄は、記入しないでください。

2 氏名を自署した場合は、押印の必要はありません。

造成工事に関する事前協議願

(申出先) 横 浜 市 長										年 月 日	
申出者 住 所 氏 名 ㊟ (法人の場合は名称・代表者の氏名) 電 話 ()											
1	申出者の住所及び氏名		電話 ()								
2	設計者の住所及び氏名		(申告番号) 電話 ()								
3	申出区域の所在及び地番		横浜市 区								
4	申 出 区 域 の 面 積		m ²								
5 工 事 の 概 要	イ	切土又は盛土をする土地の面積	m ²								
	ロ	切土又は盛土をする土量	切 土	m ³		盛 土	m ³				
	ハ	擁 壁	構 造		高 さ		延 長				
					m		m				
			□ 別 紙 の と お り								
	ニ	排 水 施 設	種 類		内 法 寸 法		延 長				
					cm		m				
□ 別 紙 の と お り											
ホ	崖面の保護方法										
6	そ の 他 必 要 な 事 項										
※ 処 理 欄	事前協議成立 年 月 日		※ 決 裁 欄	課 長	係 長	担 当 者	※ 受 付 欄				
添 付 図 書 (添付順)											
1	位置図	7	擁壁の配置図	(その他必要な図書)							
2	現況図	8	擁壁の展開図	・地盤調査報告書							
3	造成計画平面図	9	擁壁の構造図	・擁壁の構造計算書							
4	造成計画断面図	10	排水施設の構造図	・土量計算書							
5	排水施設計画平面図	11	求積図	・防災計画書							
6	崖の断面図	12	公図の写し	など							

(注意) 1 氏名を自署した場合は、押印の必要はありません。
 2 ※印には記入しないでください。

実 務 従 事 証 明 書

年 月 日

(提出先)

横浜市長

勤務先 住 所

法人名

代表者



次の者は、宅地造成等規制法施行令第17条に定める土木又は建築の技術に関して、実務に従事していたことを証明します。

設計資格の申告者の氏名等

氏 名

生年月日

年

月

日生

実務経歴

期 間 (年 月 日から 年 月 日)

職務内容

.....

.....

従事していた主な設計内容

宅地造成事業名 場 所 面 積 (㎡)

.....

.....

.....

(注意) 氏名を自署した場合は、押印の必要はありません。